

令和4年第3回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年9月6日

本日の会議 令和4年9月7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 富永正彦君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 田中真君
総務課長 村田ゆかり君	秘書広報課長 大山康彦君
契約管財課長 永野英明君	地域安全課長 山口聡一朗君
政策企画課長 中村元則君	財政課長 荒木秀一君
収納推進課長 小川貴弘君	土木管理課長 山崎禎三君
都市計画課長 前田将範君	産業振興課長 荒木隆君
住民環境課長 中尾盛雄君	こども政策課長 宮司裕子君
健康保険課長 藤崎隆行君	上下水道課長 渡部守史君
生涯学習課長 北野靖之君	

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時55分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、金子恵議員の①都市計画マスタープランから見るまちづくりについて、②協働から見るまちづくりについて、③財政面から見るまちづくりについての質問を同時に許します。

9番、金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

おはようございます。久しぶりのトップバッターでかなり緊張しておりますが、落ち着いて質問を進めさせていただきたいと思えます。まず1番目、都市計画マスタープランから見るまちづくりについてです。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものであります。また、町政運営の最上位計画となる「長与町第10次総合計画」と整合性を図りながら将来を見据えたまちづくりを進めるため策定されることとなります。人口、社会情勢などを踏まえ将来像を示し、本町の都市計画に関する基本的な方針として、まちづくりのガイドラインの役割を持つ都市計画マスタープランが今年度策定されるに当たり、以下の質問をいたします。（1）平成23年度に策定されてから町も大きく変化してきたが、現時点での評価、進捗状況及び成果をどう捉えているか。（2）分野別方針の新たな課題はどのようなものか。（3）地域別課題は見えてきているのか。（4）町民からの未来への提案をどのように取り入れていくのか。

次に、2番目である協働から見るまちづくりについてです。1970年代から神戸市などを中心に、行政と市民の協働によるまちづくりが推進されてきました。協働の意義が改めて確認されたのが、阪神・淡路大震災でありました。本町の「長与町第10次総合計画」基本目標1に「協働による持続可能な社会」が示されています。協働は牛歩の歩みと言わざるを得ず、しかし継続することで将来の本町を形成していくことになると言っても過言ではないと感じています。現時点での課題、人口減少、少子高齢化に歯止めがかからない中、今後の持続可能なまちづくりに向けた取り組みがさらに重要となってきます。そこで、以下の質問をいたします。（1）町長の基本的政治姿勢として、どのような考えで町政に臨まれるのか尋ねる。（2）町民一人一人が主役の行政と掲げているが、どのように具体化していくのか。（3）町民の意見、要望についてはどのように対処、解決し今後につなげていくのか。以上3点を中心にお伺いいたします。

3番目、財政面から見るまちづくりについて。人口減少に伴う町税収入の減少や地方交付税の減収が見込まれる中、高齢化などによる社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化や新図書館建設など、2022年度以降も多くの建設事業が予定されています。

このように厳しい財政運営が見込まれると思いますが、今後の課題をどのように整理し進めていくことで、将来のまちづくりを進めていくのか伺います。

以上、3つのテーマでよろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本議会最初の質問者であります金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず1点目でございます。都市計画マスタープランから見るまちづくりということで、現時点での評価、進捗状況及び成果をどう捉えているのかというお尋ねでございます。都市計画マスタープランにつきましては、議員御指摘のとおり都市計画法第18条の2の規定によりまして、市町村の基本構想に即し、都市計画に関する基本的な方針として定めるものでございます。本町におきましては、平成9年に当初の都市計画マスタープランを策定いたしまして、平成23年に第1回の改訂を行っているところでございます。第1回の改訂から社会経済情勢が変化をいたしまして、また上位計画である基本構想が新たに策定されましたことから、本都市計画マスタープランにつきましても現在改訂作業を行っているところでございます。平成23年度に改訂されました都市計画マスタープランの進捗状況及び成果につきましては、改訂後10年が経過しましたが、この間、本マスタープランに基づき町政運営の最上位計画となる「総合計画」と整合を図りながら、積極的に事業を進めてまいったわけでございます。その主な事業でございます。まず都市基盤の面的な整備につきましては、榎の鼻土地地区画整理事業により北陽台団地の造成やイオンタウン誘致を実施したこと。また、高田南土地地区画整理事業につきましても一括施工の活用により、大詰めを迎えているところでございます。さらに道路整備につきましては、都市計画道路西高田線の長与中央橋からツインキャッスルまでの区間や都市計画道路吉無田三根線の整備、また、高田南土地地区画整理事業関連では、県道長崎多良見線や都市計画道路高田越中央線の整備など、まちづくりの推進上必要となる取り組みにつきまして、一定の成果を示していると思っております。2点目、分野別方針の新たな課題についてでございます。この都市計画マスタープランにおきましては、4つの分野においてそれぞれ方針を定めております。1つ目は土地利用、2つ目が都市施設、3つ目が市街地整備、4つ目が都市環境ということでございます。まず「土地利用」につきましては、長期的な視点に立ち将来への方向性を見極めながら、それぞれの土地条件に適した誘導を図る必要があると考えております。そういった中、本町におきましても人口減少は大きな課題でありまして、環境負荷の少ないコンパクトな都市空間を創出するとともに、持続可能な都市づくりに向けた計画的な土地利用の誘導が必要と考えております。2つ目の「都市施設」につきましては、道路につきまして、朝夕のラッシュ時を中心とした交通渋滞が課題であると考えております。都市計画道路西高田線や三千隠線など計画道路の整備を推進するとともに、本町と近隣

市町を結ぶ新たな構想路線の検討も必要ではないかと考えております。また、マイカー以外の多様な交通手段を利用していただくためにも、地域公共交通の充実が求められていると考えております。さらに町道や橋梁など今後老朽化施設が増加することが予想されることから、限られた財政の中で計画的で効率的な修繕を図る必要があると考えております。3つ目でございます。「市街地整備」につきましては、既存住宅地の良好な住環境の維持、改善を図るとともに、高田南土地区画整理事業を早期に完了させることで、移住、定住を促進させていきたいと思っております。また本町には、県立大学シーボルト校や県立長崎高等技術専門学校など有力な地域資源があることから、これら研究機関を中心に魅力ある都市づくりを目指した環境整備を進めるとともに、雇用の受け皿となる企業の立地誘導も必要ではないかと考えております。4つ目の「都市環境」につきましては、自然と共生した快適で豊かな都市環境の形成を目指すことを前提とし、近年頻発しております想定を超えるような災害にも対応できる、安心・安全な都市づくりが課題であると考えております。3番目の地域別課題は見えてきているのかというお尋ねでございます。本町の都市計画マスタープランにおきましては町内を5つの地域に区分し、地域の特性や課題に応じた方針を定めることとしております。地域別の方針を定めるに当たり地域にお住まいの方々の御意見を参考とさせていただくことを目的といたしまして、本年7月から8月にかけて、町内5つの地域においてワークショップを開催させていただきました。ワークショップにおきましては、地域の課題や改善すべき点につきまして様々な御意見をいただき、現在、取りまとめを行っているところでございます。主な御意見を紹介しますと、役場を中心とした中央地域におきましては、「町内を循環するバス路線の新設」といった交通網に関する御意見、「中心部としての拠点が定かではない」といった町の中心的機能の充実を求める御意見がございました。まなび野やサニータウン、ニュータウンなどの住宅団地が立地する南部地域、高田郷を中心とする西部地域におきましては、「団地内を経由するバスの本数が少ない」といった公共交通機関の充実を求める御意見や「文化施設が少ない」「大規模な公園がない」といった都市施設の新設を求める御意見がございました。岡郷を中心とする北部地域、本川内郷及び平木場郷を中心とする東部地域におきましては「車がないと買物ができない」また「公共交通の便が悪い」といった利便性の向上を求める御意見や「自然は多いが活用されていない」といった自然環境を生かした集落づくりへの御意見をいただきました。各地域におきまして、今申し上げましたもの以外にも様々な御意見をいただきました。これら貴重な御意見の整理を行うとともに、各地域の整備方針につきまして、今後検討を行ってまいりたいと考えております。4点目でございます。町民からの未来への提案をどのように取り入れていくのかということでございます。都市計画マスタープランの改訂に当たりましては、昨年度は町内3,000世帯を対象としたアンケートを実施いたしました。御回答をいただいております。アンケート結果によりますと、住環境や自然環境といった快適性、あるいはごみ処理や上下水道の整備などの衛生性の項目につきましては

評価が高い。一方で、道路整備や公共交通の充実、買い物、娯楽、レジャー施設の不足など利便性の項目についての評価が低い傾向が見られております。アンケート結果やワークショップでいただいた御意見を含め整理を行い、外部有識者等で組織する検討会の御意見も賜ったうえで、改訂作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして大きな2点目でございます。協働から見るまちづくりということで、町長の基本的政治姿勢として、どのような考えで町政に臨んでいるのかということでございます。町政に関しましては「長与町第10次総合計画」にお示しをしておりますとおり、6つの基本目標をベースに、それに付随する42の施策を着実に推進していくということが私の基本的な考え方でございます。その中でも、議員が注目をされておりました協働から見るまちづくりにつきましては、人口減少や少子高齢化をはじめ、様々な地域課題へ適切な対応をし、持続可能なまちづくりをしていく上で非常に重要な部分であると考えております。また、人々の価値観や生活様式が多様化し、家族の在り方や働き方が大きく変化をする中で様々な課題解決のためには、地域住民の皆様のお力添えが不可欠であるとも考えております。こうした状況を踏まえまして、引き続き地域の自主性を尊重しながら、自治会、コミュニティ、商工会、大学をはじめとした様々な団体とも連携を図り、地域課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。2点目が町民主役のまちづくりについてのお尋ねでございます。協働のまちづくりとは、地域の課題を解決し、住みやすいまちをつくるため、町民、各種団体、町など、複数の主体が対等な立場で連携し、協力し、共に考え、共に行動することでありまして、その第一歩は、お一人お一人が当事者意識を持ってまちづくりに積極的に参加することから始まるものであると考えております。急速に進む少子高齢化・人口減少、複雑多様化する地域課題など行政のみで解決することが困難な様々な課題に対しまして、お一人お一人が人や地域の繋がりを大切にし、助け合い、それぞれの得意分野を生かしながら、連携、協力することが大切であると考えております。そのための取り組みといたしまして、これまで町民の意識醸成のための情報発信と多様な協働の機会づくりを進めてまいりました。これに加えまして、町民一人一人が主役のまちづくりを具体化するために、現在、特に職員意識啓発に力を入れて取り組んでいるところでございます。昨年度は、職員研修といたしまして全職員を対象とした「協働のまちづくり研修」を実施いたしました。研修の内容といたしましては、協働の基礎知識を身に付け、各課の事業において協働という手段を用いて実施できるよう全体的なボトムアップを図りました。このような取り組みを継続することにより職員が協働の視点を持って業務に取り組み、自ら地域の一員としての自覚と責任を持ち、地域活動に積極的に参加するよう意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。今後は職員をはじめ、各種団体や自治組織など幅広い分野の方々の研修への参加を促し、いろいろな方々による主体的なまちづくりへの参画を進めてまいりたいと考えております。3点目の町民の意見、要望についてはどのように対処、解決し今後につなげていくのかという御質問でございます。町民や各自治会などからの御意見、

御要望につきましては「窓口に来庁または電話」にて直接相談されるケースや各地区にて取りまとめて「要望書」という形で提出をしていただくケースがございます。そのほか「ほっとミーティング」や「まちづくり提案箱」、「ホームページからのお問い合わせ」などから、御意見を提出していただくケースも最近は増えてきているところでございます。いずれのケースにつきましても、内容をしっかりとお聞きした上で町として対応すべきもので、即座に対応できるものは速やかに対応し、地元の方々の協力を必要とする場合は、相談させていただきながら対応をさせていただいております。また予算が伴うなど、内容によりましてはお時間をいただくケースもございますが、いずれにしましても行政だけで全ての事案が解決できるわけではございませんので、引き続き町民の皆様と行政がしっかりと手を取り合い、力を合わせて様々な課題解決に繋げていきたいと考えております。

大きな3番目です。財政面から見るまちづくりについての御質問でございます。人口減少問題や少子高齢化による社会保障関係経費の増加、老朽化した公共施設の改修や更新に伴う建設事業費の増加は、多くの自治体にとりまして財政的な課題となっており、本町におきましても同様であると捉えております。現在におきましても社会保障関係経費の増加を踏まえつつ、公共施設の改修、更新を含む建設事業費の増加に対応するため「公共施設等総合管理計画」や「振興実施計画」の方針を踏まえて予算を編成し、健全な財政運営に努めているところでございます。このような取り組みの下、本町の健全化判断比率等の財政指標は良好に維持されているところでございます。今後とも事業効果や緊急性、優先度を勘案した予算編成に努め、健全な財政運営に立ったまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

それでは再質問に入らせていただきます。通告書の答弁で大まか理解をしたんですけども、その中でも個別に幾つか質問をさせていただきます。都市計画マスタープランというのは住民参加を通して本町特有の自然だったり、歴史だったり、そういう特徴を踏まえて、より長期的な姿勢に立って総合的な指針を示すということになるかと思えます。平成23年度に第1回の改訂を行ったということで答弁がございましたが、今回の新しい都市計画マスタープランは第10次総合計画を策定したということで、その整合性を図りながら進めていくということです。平成23年度改訂分の中には、住民意向調査の結果及び課題が記載されておりますけれども、それらの中で実際に進まなかったものがあるように感じます。新しく策定するに当たって、その点はどのように分析をされているのでしょうか、お答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

平成23年度に都市計画マスタープランを改訂した際にも住民アンケートやワークショップを開催して、住民の方々から様々な御意見をいただいたところがございます。その中で実際に進まなかったものとしたしましては、まず、JR駅へのパークアンドライドの導入が挙げられます。用地的な制約や費用対効果などの面から実現に至りませんでした。また、公共交通機関の充実につきまして、これまでも鉄道やバス事業者に対して、利便性の向上に向けた協議、要望を重ねてまいりましたが、バス路線の減便こそありませんでしたが町内の駅での無人化が進むなど、充実には至っていないという現状です。住民の方々に多様な交通手段を活用していただくためにも公共交通機関の充実、パークアンドライドにつきましては、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えております。また、先程の公共交通などにも関連しますが、交通渋滞対策がございます。こちらも町長答弁にもございましたとおり、都市計画道路西高田線であったり、長崎多良見線、高田越中央線などの整備を行いまして、まちづくりの推進上必要な対策を進めているところではございますが、さらなる交通渋滞対策として長与町と時津町方面を結ぶ新たな構想路線などの検討も必要であると考えております。こちらも今後継続して、検討して取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

先日、今回の都市計画マスタープランを策定するに当たってワークショップが開催されましたので、中央地区のワークショップに参加をさせていただきました。答弁にもあったように住民からの御意見っていうのが「岡、斉藤郷から駅方面への交通アクセスが極端に少ない」と。それは長与駅を想定してのことをおっしゃっていたので、話をする中では「高田駅があります」とか、そういうこともあろうかと思えますけど、そういう意見があったということ。そして駅のロータリーがあるにも関わらずバスの乗り入れが少ない。それと時津町へのアクセス方法が少ない。そういうふうな御意見があったんですけれども、答弁の中に「循環バスの路線の新設」という意見がワークショップの中で出されていたというお答えだったんですけれども、平成23年当時の都市計画マスタープランには、有機的な接続を関係機関に働きかけるというふうにしておりました。なかなか進まないのが民間企業との話し合いというのが一つあって、進まないのは重々分かっているんですけれども、少し触れていただきましたけれども協議内容、そして、どれほど進んだのか。なかなか実現しないこともあろうかと思えますけど、そういうところを詳細が分かればお伝えください。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

J R長与駅を中心とした鉄道とバスとの有機的な接続につきましては、ちょっと古くなりますけれども、平成11年から13年にかけて、長崎バスにおきまして、長与町内線を運行いただきました。運行経路は長与駅を起点とし、青葉台、シーボルト大学、サニータウンを経由して長与駅に戻るといものでございましたが、利用者が伸び悩み継続できなかつた状況でございます。その後も町内で完結する路線や町内の幾つかの団地を経由して時津と結ぶ路線などが運行されており、様々な路線変更が繰り返されましたが、利用者が伸び悩み幾つかの路線が統合されて現在の上長与、長与ニュータウン間ミニバスに至つたようでございます。また、平成30年から長与駅を起点とするバイパス経由、長崎駅行きを運行いただき、通勤、通学時間の短縮にも御努力いただいている状況でございます。現在コロナ禍におきまして公共交通の利用者が低迷しておりまして、コロナ後も利用者数が戻らなければ、現在の路線の維持自体が困難になるような状況でございます。一方、高齢化の進行等によりまして公共交通の重要性はますます高まるということが予想されておりますので、本町におきましては、現行の路線を維持するため公共交通の利用促進を図るとともに、町民の利便性の向上をいかに図れるか、事業者とも協議していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

大小に関わらず民間企業との協議というのはなかなか進まないというのは分かりますし、以前、新聞に記事が載っていたらしいんですけども、長与町のバス路線も赤字が続いていると、J Rも同じくそうで人員削減があつた。そういうことを考えると、今聞いたので分かるんですけども、住民からそういう御意見が出る、要望が出るということは、住民がJ Rとかバスの経営の実態とかをよく御存じない上での御意見であるということで、これを機会に議会だよりなりに記載をさせていただいて、その周知、一生懸命やっているんだけど、なかなか乗る方が少なくて厳しい状況であるということをお知らせができたらなど、今思いました。先程渋滞に関してもちよつと出ましたけれども、ワークショップの中でも確かに渋滞というのは、まず1番に出てきました。長崎方向もそうです。時津方向もそう。この渋滞に関してはやはり車社会の今、なかなか解決も難しいんでしょうけれども、かなり皆さんが不満に思っている項目の一つだということで。国道206号、207号の交通渋滞というのは、県議会でもちょこちょこ質問がなされております。やはり、長与と時津間のアクセス道路が少ないことが起因しているというふうには私は考えているんですけども、これに関して町も要望に都度行かれていらっしゃるんですけども、これがなかなか問題解決に至っていないということで、本町から見た国道206号、207号の交通渋滞の課題をどのように考えて解決しようとしているのか、お答えできればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

長与、時津間のアクセス関係につきましても、今年度7月、8月に行われました都市計画マスタープランのワークショップにおきましても同様な意見がございました。国道の渋滞対策につきましては、議員御指摘のとおり長与、時津間のアクセス道路が少ないというところも一つの原因として考えております。また、この国道の渋滞の根本的な原因としましては、長崎市中心部から佐世保方面に南北に通じます主要な幹線道路が国道206号しかないというところで、交通量が集中して渋滞が発生していると考えられております。そのためにも現在、計画、整備されております長崎南北幹線道路であったり、西彼杵道路の早期完成に向けて、長崎県また関係市町とともに事業の推進に向けた取り組みを続けていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

渋滞に巻き込まれたくはないわけですよ、運転している側としてはですね。ですから時津町に抜けるアクセス道路として、長崎市の方も、長与町の方も和楽団地の中の道路を利用する方が多くて、1日のうちの12時間で1,300台もの交通量があるということです。この狭い道路を、通学路でもあるにも関わらず飛ばす車が多いということで、地元のコミュニティが「飛ばすな危険」、ちょっと文言は違いますけれどもそういう看板を4、5枚ほど設置しているんですね。これもある意味、時津方向ですとか畝刈方向、長与方面の行き来のために利用しているものと考えられるんですけども、やはり抜け道が少ないことから仕方がないのかもしれないんですけども、子どもたちも含めた安心安全の観点からもしっかりと検討する必要があるかと思えます。これを回避するための狭い道路の交通量が増えるなどの現状に、解決策があるのかどうかですね。あるとしたらどういうふうなことを町の方で考えているのかというところをお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

和楽団地からの時津に抜ける道路につきましては、御承知のとおり朝夕の通過交通が非常に多い路線でございます。また昨年度、都市計画道路西高田線関連で和楽団地入り口のボトルネックになっている箇所について拡幅したことにより、車同士が離合できるようになり利便性が向上したと思えます。けれど、地元からはスピードを出して入る車が多くなったということも言われております。この道路の安全性の確保につきましては、今年度、地元自治会からの要望がありまして、ポールコーンやグリーンベルトの設置、また地元自治会と地域安全課が共同で注意看板を設置していただくなど、地元自治会と協力して現段階で可能な限りの安全対策を行ったところでございます。また、この道路

の根本的な解決策につきましては、解決の一つに現道拡幅という選択肢もあるんですけども、これは和楽団地の道路につきまして御存じのとおり、道路を上って左側が宅地、右側が急な斜面がありまして、どうしても拡幅する面的な余地がないという所がありまして、現在では難しいと考えております。こちらは時津方面も長与町側も同じであるとと考えております。和楽団地の道路につきましては、現在も朝夕の通過交通が多い路線がありますが、道路が狭く通りにくいということで、敬遠してほかのルートを使っている方もいらっしゃると思います。仮に拡幅した場合に、和楽団地の道路を避けていた方が和楽団地の道路を使うようになって、さらに交通量が増加するという危険性が増すことも予想されますので、根本的な対策といたしましては、長与、時津間を結ぶ新たな構想路線の検討及び計画を進めることが解決策の一つになるのではないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

和楽線、先の時津の方ももちろん狭いし、ここを広くできるとは思っていないんですけども、答弁があったようにほかのアクセス方法、道路というのを考えていく、利用できるような場所を考えていくというところで、平成24年3月の議会ということでかなり古いんですけども、前町長が行政報告の中で、今の川平有料道路等に接続でき、そして長与から向こうに行く。これは時津方面のことですけれども、インターが設置されればという思いもあって、その当時の西彼杵道路建設促進期成会に参加をしておっしゃられました。西彼杵道路の時津区間が、来年2月に開通することになって、これによって国道206号、207号の渋滞が少しは緩和されるんじゃないか、良い影響があるんじゃないかということで期待を持てますけれども、これが長与町にとった場合、長与町のメリットって何でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

現状での西彼杵道路、時津工区の開通によるメリットとしましては、直接的なメリットはないんですけども、時津工区の開通により国道206号の交通量が西彼杵道路に振り替わることによって、国道206号の交通量の減少、渋滞緩和が期待される場所であると思います。これにより国道206号に接続します国道207号の交通の流れが改善されまして、結果、長与时津間の移動時間の短縮が期待されるということがメリットであると思います。先になりますけれども、西彼杵道路とか長崎南北幹線道路が完成すればより大きなメリットになると思いますので、今後も長崎県、また関係市町とともに実現に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

個人的には西彼杵道路の恩恵を受けるには、今の状態では何かあるのかなというふうに思います。県の方に伺ったときも、県の判断としても「そこは分からない。計算上は渋滞が緩和されるというふうになっています。でも時津の交差点がああ形で狭いので、なかなか長与町の方の渋滞が緩和するまで、実際に通ってみないと分からない」という回答でした。だからこそ、川平有料道路の双方向化というのは実現すれば有効かというふうに思われます。これに関して平成25年6月議会におきまして、同僚議員の質問に吉田町長が「県の方の要望にも川平有料道路を時津方向に入れたいかと申し上げているが、県としては全く相手にしてくれない状況」と答えられています。確かにこの川平有料道路、未償還金が55億円あるということで新事業としては厳しいと思います、インターを造ったりですね。今、無人化のインターもありますけれども、やはり相当な金額が掛かるだろうと。この双方向化について10年前に、当時の議長に一般質問をしたいと相談をしたこともあったんですけども、なかなかうまくまとめ切れなくて断念したということがあって、今日は10年ぶりの質問なんですけれども。住民の利便性を考えたときに、バイパスというのは時間をお金で買うということも含んで、お金は大事です。でも時間も大事という人は、やはり時津方向にこの道路が接続されたらとても便利だなと思っていて。県の事業の中で4車線化計画というのが変更になったというふうにもお聞きしましたけれども。長与町としても10年前の前町長、町長のおっしゃられていた、この要望というのは続けていくべきだと思うんですね。この双方向に関して、一度はテーブルに上がったはずのこの課題ですね、どういうふうに現在考えていらっしゃるのか、お答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

川平有料道路の要望に関しましては、ここ数年、書面での要望は行っていない状況でございますけれども、時津方面への双方向化につきましては、以前より長崎振興局など関係機関との協議を行っているところでございます。川平有料道路のアクセス、どういったアクセスをするか。そういった方策等を検討する中で、現在の高田ランプの出入口付近にトンネルがございます。そういった構造的な問題などが今議論をされているところでございます。そのため、まずはそういった課題、問題点を整理しながら今後も関係機関と協議を継続してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

平成23年3月になりますけれども、これは時津町議会の本会議において、区画整理事業、大型電器店の内側ですよね。ここの区画整理事業が完成後、幹線道路を延伸して、

浜田郷小島田を通過して長与町の北陽台2丁目の幹線道路に繋ぐ構想があるというふうに答弁をされました。この道路新設というのも確かに重要だと思うんですよ。ここの横線が1本あれば、いろんな意味で国道207号の渋滞緩和というのには、かなり良い影響があるということで効果的だろうとは思いますが、しかし、その新設の道路が出来上がるまで待つよりも、既存の道路でどうにか対応できれば、期間的にも早期に実現ができるのではないかと建設業に詳しくない私は思うわけです。ここが通れば「風穴が通ることになるのではないか」という住民もおられました。町長自身のお考えがどうなのかですよ。要望に行かれるのは町長がトップとして行くので、以前の議会の中でも「県が全く相手にしてくれない」とはお答えされておられましたけれども、この双方向化、県議会の方でも都度質問されている内容でもあります。そこに町と一緒に要望を重ねていくということも大事かと思えますけれども、町長のトップとしてのお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

川平有料道路につきましては平成2年に供用開始を行いまして、総事業費が約180億円ということでございます。先程議員が御指摘のとおり55億円未償還金が令和2年度末であるとお聞きをしております。議員御指摘のとおり令和3年9月県議会におきまして、議員から一般質問をいただいて、県の土木部長が「検討する」と答弁をさせていただいているみたいでございます。その前に町の方から何かしているのかという御質問でございますが、私が建設産業部長のとき、令和元年から令和2年にかけて、長崎県道路建設課及び管理をしております長崎県道路公社にお伺いをして「どうにかできないでしょうか」と話をさせていただいているところでございます。先程建設産業部長から答弁がありましたとおり、女の都ランプ及び長与高田ランプが2つございます。こちらの方で立体的に接合ができないか、入口と出口を2か所それぞれできないかということで話をさせていただいているところでございますが、先程部長から答弁がありましたとおり、トンネルとトンネルの間でございまして、なかなか構造的に難しいと回答はいただいているところでございます。しかしながらもう技術もだいぶ進歩しておりますので、何とかできないかということで再度、研究をさせていただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今、答弁をいただいたように県の方も全く同じことをおっしゃってました。ここ5、6年は県の個別の要望はないということでしたけれども、中ではそういうふうに話は続いているということで。おっしゃったように長崎県道路公社の管轄ということもあるのですが進まないことは理解できますけれども、県の方も双方向での利用ができないか勉強し

ていくというふうに県議会の一般質問でも答えられていましたし、先日お伺いしたときも「本会議で答えた以上はしっかりと、どういう形になるか分からないし、いつになるかも分からないけれども、研究はしていきたいと思いますし、お約束をします」ということだったので、その言葉と技術的なものに期待をしたいと思います。西彼杵道路が井手園交差点のちょっと奥の所に出てくるというところで、長与町から一番利便性を高く感じるのは、やはり川平有料道路から真っすぐ走って入れるというアクセス方法が西彼杵道路に直結するには、お金さえあれば、場所さえ良ければ一番良い方法だと思いますので、今後も話し合いの中で、無理なこともあろうかと思いますが、何かないのかというのは町の方でも研究をしていただきたいなと思います。これに関しては付け加えますけど、ワークショップの中でも切に願う方がいらっしやって。ですから過去の問題ではなく、現在の問題として扱っていただきたいと思います。

3番目の財政面から見るまちづくりということで、今回一般質問の通告書を作るに当たって、先輩議員から大枠でテーマを捉えていた方がいろんな質問ができるからと言われて、余りにも大枠過ぎて皆様にも御迷惑だったんじゃないかとは思ったんですけれども。この財政面から見るまちづくりということで、財政的に今後厳しい状況が考えられるということで、図書館建設に関してお聞きしたいんですけれども、5年後の図書館建設に向けてパブリックコメントの募集が実施されるなど、着々と進んでいるようだというふうにはやっぱり感じております。今回の基本構想・基本計画には、財源についての記載が全然見当たらなかったんですけれども、以前のはちゃんとありました、平成27年度の基本構想には。今回はないということで、現時点で財源のめどが不十分なまま建設可能というふうにもならないだろうと思うんですよ。もちろん重要なことでもありますし、示されていないのはなぜなのかなって、どういうふうに考えればいいのかなど思っているんですけれども、お答えできる範囲でお答えしていただければ。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

財源の記載につきましては、これから策定いたします複合施設の整備基本計画に記載を考えております。記載する内容につきましては、年度により活用できる補助金や交付金も変わりますので、どのように記載するかを現在検討中でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今回は複合施設になるということで、そうなのかもしれませんが、平成27年に作成された基本構想では、最大の問題は財源であると記されています。また、国の交付金事業を活用した場合の20年間の償還シミュレーションを作成し、建設に着手可能という分析をして基本構想に掲げてあったんですけれども。当時の議会の答弁で、これ

は高田南土地区画整理事業が一括施行になる前の答弁ですので、どこまで今の状況とそぐうのかと言われるとちょっとあれなんですけど、そのときの答弁を言いますと、「大型の公共事業と並行しての図書館整備は、財政的に非常に困難であるという前提の基に、国からの補助金や有利な起債などの採択条件をクリアし、財政運営上無理のない資金調達が見通せた段階をもって一定のめど」と答えられています。今回健康センターとの合築によって、期待できる交付金事業があるのか。また複合施設整備計画に財源問題は入れ込むとお答えいただきましたけれども、建設年度にある交付金とかを考えないと、今の時点では、これが財源ですというふうな確定したところは示せないというふうにおっしゃっていますけれども、やっぱりお金があつてこそ計画というのはなされるものだと思うんですけど、その財源の確保は建設当時とおっしゃいますけれども、補助金とか交付金で100%賄えるわけじゃない。町の方からも一般財源なり、基金なりを使わないといけないとなった場合のその財源の確保、めどというのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

財源のめどということでお答えさせていただきますけども、当時から国の交付金を活用したいということで、この辺は調査をしてきております。現時点で有効に活用できる補助金等というのが見当たらないのが現状でございます。有利な起債、それと部分的な補助金の活用、それと基金の活用を想定いたしまして、建設に着手していくということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

交付金事業がなかなか見当たらないというのは、これまでもお聞きしたことであります。今の有利な起債とおっしゃったんですけど、ネットとかいろんなもので調べても出てこないんですね。有利な起債って一体何ですか。詳しく教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

現在、活用を検討していますが、公共施設適正管理推進事業債という起債でございます。複合化事業の活用ですね、複合することによって規模を縮小するということになります。使えるものでして、充当率が90%、交付税措置率50%という起債になります。付け加えまして現在検討していますが、再エネ推進交付金などを活用して太陽光の設置などをして、省エネ化も進めようと考えております。そのほかの補助等につきましても引き続き研究している状況です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

現在いろんな補助メニューとか、そういうものも研究されているということですが、令和7年度ぐらいですか建設に入るのが。そのときになかったら、そのメニューも使えないということもちょっとお聞きをしました。実施計画の策定が来年度ぐらいには始まるというふうに思いますけれども、未確定のまま令和9年のオープンに向けて執行部が今言われたような有利な起債ですね、今、御説明いただきましたけども。その対応で、その後のほかの事業などに影響が出ないのかなというふうに思うんですよ。有利な起債で同じ施設整備を行うにしても、町の負担をできる限り抑えることができ、公債費も急激に増えないようにということが大事というふうに思います。公共施設は建設だけではなくて、その後のメンテナンスを含む維持管理などランニングコストが将来にわたって負担となってくるということも考慮しながら、その辺りは将来的に町の財政に圧迫するのではないかとというふうに考えられますけれども、その辺りの見通しも考えていくということでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

議員御指摘のとおり建設事業に着手することで、一時的にやはり健全化判断比率等々に影響を及ぼすことになってまいります。当然、財政計画、シミュレーションを立てる中におきましては、負担の平準化、それと単年度での負担増加、こういったものを避けるために償還年数とか基金の活用、いろんな形での検討をする中で、この事業が行き詰まらないような形できちんと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

きちんと考えているということで。いろんな大きな事業をするに当たって並行して言われるのが、行財政改革をやはり取り組む必要があるのではないかと思いますけれども。平成28年9月議会で補助金の在り方という質問をしました。その当時「総務課、財政課、補助金の所管課と一緒に、公益性、有効性、妥当性を総合的に検証しながら事業の継続なり金額、あと運用方法等につきまして見直しを進めていく」というふうに答弁をさせていただいております。その後、見直しを行ったことによって支出の抑制とか、その効果があったのではないかとというふうに思いますし、その努力は計り知れないのだろうと。多くの補助先があったりとかしますので、そこを精査していく作業というのは相当なものだと思います。しかし、今一度、補助金の見直しというのも今後また必要になってくると思うんですよ。なぜかといえば高度成長期でもないですし、バブル期とか

そういうときと違って現在不景気と言われている中なので、やはり今後は無駄な支出を最大限抑えるということが必要だと思います。今言いました補助金の見直し、そして、いろんな協議会とか、そういう団体等の設置などを見ていると法的根拠のない協議会もあつたりするんですね。廃止や一体化なども考えていって、補助金の抑制にそれは繋がりますから、そこも考えていただきたいなと思っております。要は無駄な部分はまだあるのでは、ということなんです。大型事業を抱える中で検討し直す必要があると思っっているんですけども、長与町としてはどういう考え方で今後の財政面を考えて、行財政を進めていこうかというところでの答えをお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

議員がおっしゃった補助金の見直し等々、これにつきましても現在着手をしておるところでございます。補助金の性質といいますのが、やはり必要なものについての補助という観点でございますので、その必要なことを再確認するというような意味におきましての見直しを現在行っておりまして、その中で、例えば要綱等が作られていないでありますとか、補助額が適正でないというようなものも見えてこようかと思っております。そういった観点におきましては、補助金の抑制といたしましうか、議員のおっしゃるような観点での見直しというのは図られていくのではないかと思います。また、いろいろな公共事業等を進めていかなければならない。まちづくりをする上では当然そこら辺が必要なものになってまいります。やはり財政面から言いますと、計画的に全体の事業費をつかむことによって、各年度の予算を適正に無理の無い配分を行って、健全な財政運営に取り組んでいくというような方針でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

有利な起債ですとかそういうものを活用しながら、それでもやっぱり財政的には厳しいというのも事実かと思っております。財政状況を見極めながら本町に見合う図書館の建設に向け、尽力をいただきたいと思います。終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、内村博法議員の①本町の人口減少対策についての質問を許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

一般質問に入る前に字句の訂正が1か所あります。読み上げる途中で指摘をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、8月に通告書を提出していることもあり、9月時点で数字の変化があるところもありますので、御了承ください。①本町の人口減少対策について。最近公表された厚生労働省の令和3年の人口動態調査結果によりますと、全国の出生数は過去最少の81万1,604人で、合計特殊出生率は1.30で低下しており、また長崎県の出生数は、戦後初めて9,000人を割り込み8,862人で、合計特殊出生率は1.60と公表されております。さらに8月の新聞報道によりますと、長崎市は初の40万人割れとなっており、本町も4万32人で、4万人を割るのは目前に迫っております。このように現在の人口動態は人口減少に歯止めがかかっていないだけでなく、厚生労働省の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が推計した人口よりもかなり早い人口減少となっており、大変憂慮すべき状況となっております。そこで、本町の主要な人口減少対策について提言も含め、次のとおり質問いたします。

（1）本町の人口減少対策の司令塔や推進管理体制はどのようになっているか。また、本町の令和3年の人口動態がどのような状況になっているか。（2）住宅団地の付加価値を上げ、定住及び移住促進を図るために次の施策を導入できないか。（イ）現在、住宅団地は、小売り店舗が規制されている第1種低層住居専用地域が主であるが、高齢者などの買物弱者救済や空家解消（店舗への活用）のためにこの第1種低層住居専用地域を見直し、生活必需品の小売り店舗などが出店できる第2種低層住居専用地域などに用途地域変更できないか。（ロ）本町は安心して子育てができる住環境を整備するために、多子世帯や新たに第3世代（親、子、孫）での同居、近居または職住近接、育住近接を目的とした子育て世代の中古住宅の取得や住宅の改修を支援補助する事業（長与町親子でスマイル住宅支援事業）を行っている。中古住宅取得や改修だけでなく、住宅新築にも補助の対象を拡大するとともに、建ぺい率や容積率の変更を柔軟に変更できないのか。

（ハ）最近、長崎市は定住人口の増加を図るため、住宅新築の開発許可に係る敷地面積の最低限度（市街化区域160平米、市街化調整区域180平米）を100平米に改正している。住宅団地の価格を抑えることができ、若い世代が住宅を取得しやすい環境を整備するとしている。本町は開発行為指導要領で敷地面積の最低限度150平米としているが、長崎市と同様に緩和できないか。（ニ）今年7月の報道によりますと、諫早市は土地利用政策検討委員会を発足し、都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域とに区分する線引きの廃止も含め、令和5年度末をめどに答申するとしている。現在の都市計画区域は県が昭和45年に諫早市のほかに、長崎市、長与町、時津町からなる長崎都市計画区域を指定し、昭和46年に同区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する線引き制度を導入した経緯があります。諫早市の人口減少対策のための線引き廃止は本町にも影響があるのか。また、人口減少対策のための線引き廃止についての町の見解はどうか。（3）定住及び移住促進を図るために、他自治体では空き家バンクを設置して

いる事例が多いが、本町は設置する考えはないか。また、現在の空家状況はどのようになっているか。（４）少子化対策の子育て支援充実に関し、次の項目について質問します。（イ）親子が遊びに行ける屋内施設の確保を求める声が多いため、全天候型子ども遊戯施設の新設について６月議会で質問したところ、調査研究するとの答弁であった。調査研究の今後のスケジュールはどのようになっているか。また、児童館の日曜日を開館できないのか。（ロ）母子保健法の改正により、市町村の産後ケア事業が努力義務となっているが、本町はどのような事業運営を行っているか。（ハ）男性の育児休業が取りやすくなるように育児・介護休業法が改正されたが、本町はどのように対応しているか。（５）地元産業を育成し雇用を生み出さないと人口は増えないので、産業振興は大変重要な課題である。産業振興に関し次の項目について質問する。（イ）第１０次総合計画の雇用環境の充実や地域情報の推進として、県立大学情報セキュリティ産学協同研究センター、ここの協同の協が共という漢字です。ここが間違っておりました。訂正いたします。産学共同研究センター（仮称）を活用した産業振興を取り上げているが、どのような取り組みを行っているか。（ロ）新聞報道によると、時津町は大村湾を活用した地域活性化を目指し、関係企業と連携し「大村湾活用協議会」を設立した。スポーツ施設やホテルなどそれぞれの観光資源を生かし、人を呼び込む事業を連携して打ち出すとしていると。本町も大村湾を活用した新規事業を積極的に発掘し産業振興を目指すべきと考えるが、町の見解はどうか。（ハ）地元産業の育成や雇用拡大のために、積極的に地域指定の入札などの案件を増やすべきと考えるが、現状はどのようになっているか。以上、質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、内村議員の御質問にお答えいたします。１番目の本町の人口減少対策ということの中の１点目、推進管理体制と本町の人口動態についてのお尋ねでございます。本町の人口減少対策につきましては、平成２７年１０月に長与町人口ビジョン、並びに長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、中長期的視点に立ち、国、県と一体となって取り組みを推進してきたところでございます。なお、町の最上位計画であります総合計画と総合戦略がその性格上、内容が密接していることなどから、その効果的推進に向けまして両者を一体的に策定し、第１０次総合計画を第２期長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した計画として位置付けをしているところでございます。日本の総人口が減少する中、本町におきましても、若い世代を中心とした大幅な転出超過に加え出生数も減少しており、人口減少は避けられない状況でございます。町といたしましても、これまで以上に町の活力を維持しながら人口減少局面におきましても、安心して暮らせるまちづくりへの転換を図るため、高田南土地区画整理事業をはじめとする団地造成による器づくり、そして魅力あるまちづくりとして「子育て」「教育」「健

康づくり」「遊び心」の4つの視点から、各種施策に取り組んでいる状況でございます。

本町の人口減少対策の司令塔といたしましては、町長をトップといたしまして、各部長におきましてマネジメントを行っているところでございます。推進管理体制といたしましては、各部長におきまして総合計画の推進を図り、部局長から構成される長与町まち・ひと・しごと創生本部会議で進捗管理を行いまして、外部有識者から構成される長与町まち・ひと・しごと創生推進会議におきまして、事業の検証を行っているところでございます。また、本町の令和3年の人口動態といたしましては、社会増減が転入1,577名、転出1,982名、合わせて405名の減少。自然増減が出生327名、死亡364名、合わせて37名の減少でございます。合計しますと令和3年度は442名の減少となっております。本町におきましては、平成29年より人口の減少が続いている状況でございます。続きまして2点目（イ）の定住及び移住促進の中で、第1種低層住居専用地域を見直し、第2種低層住居専用地域などに用途変更できないかというお尋ねでございます。用途地域は都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、良好な都市環境を形成することを目的といたしまして、都市全体の土地利用のバランスや周辺との関連性を考慮して、一定の制限を定めるものでございます。住民にとって暮らしやすい環境は、生活形態や生活様式の変化に応じて変わるものでございまして、用途地域の見直しに関しても、これらの変化を踏まえて適切に見直すことが必要であると考えております。しかしながら、一部の需要に応じて規制緩和を行ってしまいますと、これまで維持されてきた良好な住環境が喪失する危険性もあるため、十分慎重に検討していきたいと考えております。続きまして2点目（ロ）でございます。子育て世代に対し、住宅新築にも補助の対象を拡大するとともに、建ぺい率や容積率の変更を柔軟に対応できないかという質問でございます。長与町では現在、安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成に取り組んでいるところでございます。具体的に申し上げますと、中古住宅の流通及び改修による性能向上並びに空家の発生抑制を図るため、多子世帯や新たに3世代で同居する方を対象といたしまして、中古住宅の取得やそれに伴う改修に対して補助を行っております。これに加え、本年度より親の職場や子どもが通う保育園や幼稚園、小学校の近くに転居するために中古住宅を取得、改修される方に対しましても補助の対象に加えるなど、制度の充実を図っているところでございます。新築住宅の補助につきましては現在のところ行っておりませんが、周辺自治体の動向を注視し、その必要性について今後判断をしてみたいと考えております。次に、建ぺい率や容積率についてのお尋ねですが、家族形態やライフスタイルが多様化する中、柔軟に対応することは、様々な住宅ニーズに対応できる有効な手段の一つであると認識しております。しかしながら、緩和することで建物の規模や密度が増すことから、景観などの市街地環境や、火災など防災の面での悪影響なども考慮する必要があると考えております。そのため建ぺい率や容積率の変更につきましては、住民の方々の生活利便性向上を前提とするとともに、良好な住環境の形成を阻害しないよう配慮の上、慎重に検討をしてま

いりたいと考えております。2点目（ハ）の住宅新築に係る敷地面積の最低限度の緩和についての質問でございます。長与町開発行為指導要綱第35条における「戸建て住宅の造成を目的とする開発行為に係る1区画の敷地面積の基準については、150平方メートル以上とする」との規定が適用されるのは、これはあくまで開発行為に該当する場合のみでございます。開発を伴わない場合におきましては新築住宅の敷地面積に最低限度は設けられておりません。建築基準法などの範囲内で自由に敷地面積を設定することはできるわけでございます。お尋ねの開発行為に係る1区画の敷地面積の基準の緩和につきましては、建ぺい率、容積率の見直しと足並みを同じくするべきものでございまして、関連部局が連携をいたしまして、今後適切に判断をしてまいりたいと考えております。2点目（ニ）の諫早市の人口減少対策のための線引き廃止は、本町にも影響があるのか。また、人口減少対策のための線引き廃止についての町の見解はいかがなものかという御質問でございます。長崎都市計画区域につきましては、議員御指摘のとおり、長崎市、諫早市、長与町の一部及び時津町の全域の2市2町にわたる区域につきましては、長崎県が指定をしております。この都市計画区域につきましては、県が定める都市計画区域マスタープランにも位置付けられておりまして、市街化区域内の将来人口や産業規模、市街化区域面積の目標値など、中長期的な視点に立った基本方針が定められております。仮に諫早市の線引きが廃止された場合、本町にどのような影響があるのかにつきまして、現時点で予測するのは大変厳しいわけですが、連携中枢都市圏を形成する長崎市及び時津町と比較し、経済、生活圏の結びつきの程度が異なるため、影響は少ないのではないかと推測をしております。また、線引き廃止につきましては町の見解でございますが、この線引きにつきましては無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的といたしまして、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区別する制度でございます。優先的に市街化を図る市街化区域に対し、市街化調整区域におきましては建築行為や開発行為について厳しい制限が課されております。線引きの主な効果といたしましては、無秩序な市街地の拡大による環境悪化が防止され、道路、公園、下水道などの計画的な整備により良好で適正な市街地の形成が図れます。また、市街化調整区域における開発行為等の制限によりまして、優良農地や自然環境が保全されております。線引きを廃止すると短期的には人口の維持が期待できる一方、長期的に見ますとインフラ整備や維持に係る財政負担の増大や、住民サービス提供の効率性低下などの懸念がございます。本町におきましても、これまで線引きにより無秩序な市街地の拡大を防ぎ、効率的な都市基盤の形成を推進することで計画的な市街地の形成に一定の効果があったものと評価しておりますことから、現時点におきまして線引きを維持し、集約型の都市づくりを推進していくことが望ましいのではないかと考えております。

3点目の空き家バンクと現在の空家状況についての御質問でございます。空家の増加を抑制するとともに、移住、定住の促進を図ることを目的といたしまして、県内におきましても空き家バンクを設置している市、町がございます。現在の空家状況でござい

すが、空家数や分布状況の把握などを目的とした実態把握調査を平成29年度及び令和3年度に行っております。直近の令和3年度の調査結果によりますと、町内における推定空家数は348件となっております。また、空家の状況といたしましては、居住可能で程度が良いものが多かった状況でございます。令和4年3月には、本町の移住定住に係る情報を集約した移住定住サイト「ながよ暮らし」を開設いたしました。サイト内の住まいの情報として、町営住宅や住宅の支援情報、そして民間が提供する不動産情報などの情報発信を行ってきたところでございます。今後も有用で分かりやすい情報発信に努めるとともに、空き家バンクの設置につきましても他市町の動向、そして町内の不動産業者などにも話を聞きながら、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の少子化対策の子育て支援充実の中の（イ）全天候型の子ども遊戯施設の新設の調査研究のスケジュールと児童館の日曜開館についての質問でございます。議員御指摘の屋内型の子ども遊戯施設の新設につきましては、6月議会でも答弁しておりますとおり現在建設する計画はございませんが、建設予定の複合施設内に遊戯スペースを設置できないか、現在検討しているところでございます。子どもの遊戯施設の調査研究につきましては、子育て世帯のニーズの把握等を長与町子ども・子育て支援事業計画の更新時期に合わせて行うことができないか検討し、令和6年度をめどに行ってまいりたいと考えております。令和4年4月現在、長崎県内の児童館数は36館でございます。小学校区における整備率は約12%でございますが、長与町では小学校区ごとに1館ずつ整備をしております、整備率は100%となっております。他市町と比較しても充実した環境であり、子どもの遊び場等として活用いただいているところでございます。議員御指摘の日曜開館でございますが、今年度より児童厚生員の勤務を週休2日へ変更し処遇改善を図っておりますが、厚生員の週休日に勤務する補助員の確保に苦慮している現状があり、さらに日曜日も開館となりますと、予算面と人的確保の課題があり難しい状況でございます。今後の児童館の運営を含めまして関係機関等と連携し、地域における子どもの居場所づくりの充実を図ってまいりたいと考えております。続きまして4点目（ロ）でございます。市町村の産後ケア事業が努力義務となっているが、本町はどのような事業運営を行っているのかという御質問でございます。この産後ケア事業は、母親の孤立を防ぎ母子の心身のケアや育児サポートをすることにより、母子とその家族が安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的としております。長与町では、令和元年10月より産後ケア事業を開始し、専門職による心身のケアが必要と認められた方で、かつ家族等から産後の支援が得られない方を対象に、母子の心身のケア、沐浴、育児相談等を行っております。実施している事業といたしましては、宿泊型とデイサービス型の2種類で、宿泊型は2泊3日を上限とした宿泊による産後ケアを提供し、デイケアにつきましては、助産院等に来所していただき様々な支援を提供する内容となっております。続きまして4点目（ハ）少子化対策の子育て支援充実の男性の育児休業の対応についてでございます。育児・介護休業法が令和3年6月に改正さ

れ、企業におきましては、育児休業を申請しやすくするための雇用環境の整備や、妊娠、出産の申し出をした従業員に対し個別の周知や意向確認を行うことが、今年の4月から義務付けられているところでございます。また10月には、男性版産休とも言われる「出生時育児休業制度」が創設されるとともに、育児休業を分割して2回まで取得することが可能となり、来年4月からは常時雇用する従業員の数が1,000人を超える事業所に対し、育児休業の取得状況の公表が義務付けられたところでございます。一方、地方公務員につきましては、人事院規則並びに人事院運用通知が随時改正されておきまして、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正につきましては令和4年5月2日に公布、10月1日施行となっているところでございます。これらの改正内容につきましては大きく3点ございまして、1点目が育児休業の取得回数制限の緩和、2点目が非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和、3点目が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置でございます。本町の対応としましては、今議会におきまして、これらの改正に対応するよう「長与町職員の育児休業等に関する条例の一部改正」について、議案上程を行うこととしております。また、育児休業だけでなく育児参加のための休暇など、子育てに関する特別休暇につきましても国に準じて段階的に充実を図っているところでございまして、これらの特別休暇や育児休業などに関する制度の周知につきましては、電子掲示板に掲載するほか、個別の相談にも対応しております。さらに育児休業取得の際には代替職員を雇用するなど、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に努めているところでございます。次に町立学校の教職員につきましては、任命権者が長崎県でございまして、県費負担教職員であるため、その勤務時間や休暇等につきましては長崎県の条例等によって定められておきまして、育児休業等につきましても適正に運用されているところでございます。男性職員の育児休業等につきましては、令和2年2月に取得促進についての文書が出されており、積極的な取り組みが求められております。また、その期間におきましては教職員が臨時的に任用されるなど、休暇等の取得しやすい環境整備がなされております。なお、長崎県におきましても改正法の施行日に合わせて、順次改正がされるものと理解をしております。

続きまして、5点目、産業振興の御質問でございまして、(イ) 県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター(仮称)を活用した産業振興とは、どのような取り組みを行っているのかというお尋ねでございます。議員御指摘の産業振興につきましては、現在、大学におきまして、令和5年4月の供用開始に向け準備を進めているとお聞きしております。共同研究センター研究ラボにおきましては、研究活動の推進、研究成果の社会還元、企業と学生との交流による実践的人材教育、及び企業と地場企業との連携等による地域産業の活性化等を目指すとされているところでございます。現状におきましては推移を見守っている状況でございますが、今後とも県立大学、入居される企業とも連携しながら、ICTを活用したまちづくりの推進を図るとともに、将来的に地元雇用の創出や若者の定着などに繋げていきたいと考えております。続きまして、5点目の(ロ)

大村湾を活用した産業振興についてはどうかというお尋ねでございます。本町では、この交流促進や地域活性化に向け、大村湾を生かしたまちづくりを推進をしております、湾の特性を生かした海洋スポーツや沿岸に広がる自然環境の効果的な活用、県や流域市町と連携した各種の取り組みなどを進めているところでございます。これまでも国道207号の整備促進に努めるとともに、風光明媚な大村湾沿岸道路の一部を長与シーサイドストリートと名付け、シーサイドマルシェなど様々なイベントを開催するほか、県や市町と連携した自転車イベントやサイクルツーリズムのコースとして設定するなど、景観を生かした取り組みを進めてまいりました。また近年では、親子で楽しむSUP体験イベントやアクアスロン大会などが新たに開催され、今年度からはグリーンツーリズムもスタートをいたしました。大村湾に面する畑でのタマネギ収穫や湾内ではカゴ漁体験を実施したほか、秋には特産物でありますミカンの収穫なども予定しております、本町のありのままの自然を生かした農業、漁業の体験は、町内外からの新たな交流人口の増加や産業の振興に繋がるものと考えております。さらに沿岸の民間温浴施設では、敷地内にテレワーク施設が整備され、大村湾を一望できる快適な環境での新しい働き方の推進、地域活性化の拠点としての活用が期待されているところでございます。大村湾周辺には、このほかにも魅力ある豊富な地域資源がございますので、それぞれの特色ある取り組みに加え、相互に連携することで、その魅力を最大限に発揮できるのではないかと考えております。本町では現在、こうした資源の将来に向けた観光活用への可能性について、県の観光連盟を中心に海運会社、漁協、町内の関連企業などと共に協議を行っているところでございます。続きまして、(ハ)地域指定の入札などの案件を増やすべきと考えるが現状はどうかということで、これは地元産業の育成、雇用を生み出すための産業振興についての質問でございます。この本町発注の公共工事の入札におきましては、原則として設計額が1,500万円未満の工事の指名業者を選定する際に、町内業者を優先して指名するよう配慮をいたしているところでございます。また、入札以外では、町内小規模事業者への受注機会の拡大及び町内経済の活性化を目的といたしまして、50万円未満の小規模な修繕等を発注する際は「長与町小規模修繕等契約希望者登録制度」に登録している町内業者を積極的に活用するようにしているところでございます。今後も地元産業の保護、育成、雇用拡大に資するため町内業者を積極的に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

時間が少なくなりましたので、順不同になりますけども再質問いたします。最初のところなんですけども、もう9月の新聞では、長与町は4万人を切っております。3万9,986人と新聞報道ではなっています。したがって、これから長与町もここ数年のうちに3万5,000人とか3万人とか、急激な人口減少になることも考えられます。いろいろ

る人口減少の原因はあると思いますけれども、やはり長与町も自然減がこれから多くなっていくと思います。これも先程説明されましたように出生数と死亡者数の差が大きくなっていくと思います。これからの超高齢化社会を見ますと、もう団塊の世代が75歳ですか、もうすぐそこに来ているわけですよ。だからそういうことを考えますと、もう先行き有利な条件というのはないんですよ、人口減少の。それと人口ダム機能という構想が今ありますけれども、これはどういうことかといいますと、転出者を防ぐために県庁所在地が、ここで言えば長崎市ですよ。県内の他市町村からの就職や進学を受け皿となる構想なんですけども、この長崎市ですらもう人口が減っているわけですよ。だからこの人口ダム機能というのはもう期待はできない、長崎県ではですね。それと長与町は長崎市のベッドタウンということで、過去団地を造って人口が増えてきたわけですよ。今後はその逆なんですよ。長崎市が、人口が減少して40万人割れになっているわけですよ。だからこれもあんまり期待できないし、やっぱり長与町として取り組んでいかないといけないと思います、人口減少対策を積極的に。したがって私も、人口減少対策の司令塔とか推進管理体制をお聞きしたわけでございます。要は外部から見て、誰が人口減少対策をやっているのか分かりにくいんですよ。その意味でこれを確認したわけでございます。町長が指令塔ということで、あと「まち・ひと・しごと創生本部」と外部機関ですか、附属機関であります推進会議がなっているという説明でしたので、そこは了解しますけれども、その機能が働かないと人口減少対策は働かないんですよ。だからいくら組織を作っても、そこで一生懸命積極的にやっけていかないと、人口減少対策はなかなか難しいと思います。そこで、創生本部、推進会議が現在開催されているかどうかですね。そして、どのような内容が審議されたのか。また議事録は公開されているのか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

長与町まち・ひと・しごと創生推進会議は年1回開催しております。創生推進会議におきましては、人口減少対策や移住定住促進の取り組みにつきましても御検証いただいているところです。また公開につきましては現在執り行っていない状況でございますけれども、本町のまちづくり、どういうことをやっているかということを見える化ということもありますので、町民の皆様に分かりやすく伝わるような情報発信にも努めたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

是非その議事録は公開していただきたいと思います。というのは、人口減少対策について長与町は何をしているのかというのが、町民に分からないといかんわけですよ、

最終的に。議員が分かってもしようもないわけ。だから議事録はどんな審議をしているかっていうのを、はっきり町民に分かるようにしていただきたい。私は法律上のあれもありますけれども、「まち・ひと・しごと創生」という言葉使っておられますけれども、もう端的に人口減少対策という言葉を出した方が町民にも分かりやすいと思います。それは一つの考え方ですから皆さんがどう受け止めるのかですね。人口減少対策と言った方が分かりやすいですよ、どこの市町に行っても今課題は人口減少ですよという話が出てくるわけですから。新聞にも地方創生「まち・ひと・しごと」というのはあんまり出てこないわけですね。人口減少対策とか、こういう言葉が分かりやすいですから、端的にそういう言葉を使っただけならばと思います。次に、最近ビューテラス北陽台とか池山とか新しい団地が出来ているんですけども、どうも私が思うには、町内から町内に移る人が多いんじゃないかっていう疑問を持っているわけですよ。そのところはどういうふうに分かっているか。例で挙げてもらってもいいです。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

北陽台団地の例で言いますと、町内転居は約50%でございました。これを踏まえまして新しい団地の人口推定におきましては、転入が約半分ということで推定しておりますが、特に地理的要因などでも若干変動するものと想定しております。例えば長崎市に近接している団地などは、市内からの転入が一定多くなるのではないかと見込んでおります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

半々と言われましたけど、半々であればそんなに人口減らないと思うんですね、総人口がね。だからもっと多いんじゃないかという懸念を持っているわけですよ。中村課長の答弁を信じないというわけではありませんよ。ただ、ほかの池山団地とかいろいろありますから、また分析されてどういう移動をされているのかというのも、一つの人口減少対策になるんじゃないかなと思ってお聞きしました。よろしくお願ひします。それからイオンタウンとか徳洲会病院が進出したわけですけども、それによって雇用が幾ら増えたのか。これはもし把握していたら教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

雇用につきましては、国の経済センサスという5年に1回の統計調査がございまして、その中に町内事業所の就業者数というものがございまして、平成28年が9,239人であったものが、令和3年には1万990人ということで、この5年間で1,751人、率に

して約19%と大きく増加をしております。全ての産業ですので、商業施設、病院が出来たと、それによってということの因果関係ははっきりしませんけれども、一定の効果があっているのかなと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

ありがとうございます。次に住宅団地の付加価値を上げるために縷々提言を申し上げました。検討するということでもありますので、是非いろんな角度から見ていただいて検討していただきたいと思います。第2種低層住居専用地域に指定している例というのは長崎市ではあります、例がですね。それは長崎市の話を書きますと、生活の利便性を上げるということで第2種に指定しているという理由でございました。先程町長の答弁にもありましたように住環境の環境とか、そういうのを見てしていかないといけないと、こういうのも一応あると思います。だからその辺りは十分検討をしていただいて、一応これは私の提言を踏まえた提言なんですけども、要するに間口を広くしてほしいというのが私の考え方です。間口を広くしてそこに小売店が来るか、来ないかは別として、やっぱり間口を広くしとかなないといけないと思うわけですよ。だからこういう提案を行ったわけですね。もちろん第10次総合計画の中にも市街地の整備として、用途地域等の適正な見直しというのをうたっておられるんですよね。今のところあんまり動きがないみたいなんですけども、できれば総合計画も1年半経っているわけですから、もうそろそろ具体的なものに着手してもいいんじゃないかなと思っています。それとさっき都市計画マスタープランが出ましたけども、この当時でも課題として、既存住宅団地の定住促進と環境保護とうたわれているんですよね、平成23年に作られたときに課題として。課題は6点ほど挙げられていますけれども、その中にこの表現があります。だからそのときからやっぱり付加価値を上げないといけないという表現じゃないんですけれども、定住促進をうたわれ、既存住宅のそういうのもうたわれていますので。そしたらその定住を促進するためにどういう方法があるかという、その方法を私は提言したわけです。だからほかにいろいろあると思いますよ。そこで最後にこの都市計画についてお伺いしたいんですけども、こういった提言をいわゆる都市計画審議会、まち・ひと・しごと創生本部、あるいは推進会議に是非取り上げていただいて、いろんな角度から議論してほしいわけですよ。そしたらいろんな意見が出てくると思うんですよね。だからそれをまずやってほしいわけですよ。それをお願いしたいんですけど、どうなんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

用途地域などの都市計画関連の決定変更におきまして、人口減少対策推進会議、そういった各種推進会議の活用につきまして、都市計画審議会という決定機関もごさいます

が、それ以外の推進会議等々の有効活用につきましても検討研究を続けていきたいと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

容積率の変更は平成8年でしたかね、長与町は60%か80%ですか、見直しを行ったんですね。これは二世帯住宅を推進するために、第1種低層住居専用地域の容積率を変更した事例もあるんですね。そういうこともありまして、是非検討していただきたいと思います。次に、空き家バンクなんですけれども、検討していくということなんです。長崎県は空き家バンクは持っていないということなんですけれども、県内に移住する人を紹介するセクションがあり、長崎移住サポートセンターがやっているんですけどね。去年は1,740件の実績があったということです。結構増えているんですね。ここはどのような仕組みでなっているかというところと各地区の空き家バンクに話が来たら、その空き家バンクに紹介してあげるわけですよね。そして、そこで成約したものを実績として上げているわけなんですけれども、1,740件という効果が出ております。だからこういうこともありますので、是非空き家バンクを積極的に活用してほしいと思いますけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

他市町の空き家バンクにおきましては、当事者間での契約や交渉を前提とした情報提供のみの場合が多く、取り扱う物件も建物が適正に管理できていない建物や無償で譲渡する物件も散見されます。一方、不動産業者や宅建業者と協定を締結して情報提供を行う市町もありますので、他市町の状況などを研究いたしまして、移住定住施策として取り組むかを検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

積極的に検討してください。もう1つ、空家の窓口ですが、土木管理課と政策企画課の両方にまたがっているんですね。統一されたらどうですか。もし見解があれば答弁をお願いします。なければいいです。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

現在、危険空家、空家の管理という観点で土木管理課、それから移住定住施策という観点におきまして政策企画課が担当しております。そして専門的に取り組んでいる状況

でございます。他市町においてもやはり専門的な分野が分かれて担当しているケースが多いので、今後は本町におきましても連携して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今のところ連携という言葉ですけれども、空き家バンクが決まったら統一されて将来的にはした方がいいと思います。というのも、空家の状況を知らない、空き家バンクもできないんですね。コントロールできませんよね、実態を知らない。そういう意味で私申し上げているんですね、一緒になった方がいいんじゃないかな。次にあんまり時間がないので飛び飛びになりますけれども、地域指定の入札についてお聞きしたいんですけども、小規模修繕等契約希望者の登録制度というのがあるわけですけど、先程答弁ありましたよね。今50万円以下になっていますよね。この制度が平成21年に制定されたわけですけども、その後は資材高騰とかいろいろありますので、50万円では少ないんじゃないかなと思うわけですよ。だからこの50万円を引き上げる考えはないのか。それともう1つ続けて、時間がないので。発注全般に関わることなんですけれども、地元企業で対応できる部分については、分離、分割発注をしていくべきではないかと思っております。国の方も、工事についての「中小企業者の受注の確保に関する法律」というのがあって、その中で分離、分割発注を推奨しております。だからそういうこともあって私は是非進めていただきたいなと思っておりますけれども、その2点をまず伺います。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

私の方から1点目の小規模の50万円ラインの見直しということで、お答えさせていただきます。入札ですけども、今130万円以上が入札となっており、130万円未満は随時契約できるとなっております。しかしながら50万円を超えると予定価格の設定やそれに伴う設計積算が必要になり、迅速な対応等が難しくなったりするところもあって、そのような理由から50万円未満としている部分もあるのではないかと思いますけれども、議員御指摘のとおり昨今の材料費や労務単価の高騰等々もございまして、またそれに伴って工事費、修繕費も上がってきております。50万円というラインの見直しについて、そこら辺も含めて今後研究を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

付け加えて説明をさせていただきます。50万円未満の小規模につきましては、指名願いが必要でないとなります。2年に1回の指名願いを現在出させていただいておりますが、これが要らないと、審査がですね。これにつきましては小規模修繕、現在26社ご

ざいますが、指名願いを出されていない業者になります。したがって、50万円未満ということで設定をさせていただいております。50万円を超える分につきましては指名願いが必要と、簡単に言えばですね。そういう説明になろうかと思っております。ラインの検討につきましては先程課長が申しましたとおり、今後研究をさせていただきたいと考えています。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

私から分割発注の考え方について御回答をいたします。この分割発注につきましては、一定の取り決めというものはございませんけれども、一般的には同種工事を分割して発注する手法であると認識をいたしております。この分割発注につきましては、工種や工事の施工規模、そういったもので若干違うところもございますけれども、地域経済の活性化、あるいは町内業者の健全な発展及び受注機会ですね。そういったものの拡大のために状況に応じて実施をしているというところでございます。また、町内業者におきましては、災害時など防災上の観点からも迅速に対応していただいている状況でございます。今後も透明性あるいは公平性を確保しながら法令等も遵守をしながら、分割発注につきましても対応してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

小規模修繕等契約希望者登録制度というのは、なかなか良い制度だと思います。地元の企業の雇用拡大をするためには、目的も書いてありますし、この中に町長は積極的に進めるという文言もうたっております。だからこの50万円というのは、是非検討していただきたいと思っております。それから分離発注なんですけど、これもやはり地元企業を育成するために是非必要なことだと思います。これは国も推奨しているわけですから。中小企業庁も事例を出していますよ、こういうケースで分割発注した例とか。だからどんどん地元にお金が回るようにしないと、地元の企業育成とか雇用拡大はできませんよね。どんどんこういうことを国も進めているわけですから、どんどんやられた方がいいと思いますよ。確かに分離発注は、発注者にとっては手間暇かかりますよ。私も民間のときに分割発注したことがあります。民間の場合は地元企業の育成ということじゃなくて、コストダウンを図るためにやるわけですね。だから発注者側としては、非常に手間暇かかるわけです。取り合いもありますしね。仕様あるいは納期の面もあるから、非常に手間暇かかるんですよ。しかしそれをやっていかないと、地元企業の育成とか雇用の確保には繋がりませんよ。だからどんどんやってほしいわけですよ。そうしないと、地元は元気がないと、人口減少対策にはなりませんよね。これはまた、ほかにもありますけど、波佐見町なんかは官製談合の教訓を旨として、いろんな手を打っております。例え

ば、あそこは学校の空調工事が4件あったんですけども、そのうち3社を特定の業者が受注したということで、官製談合に捉われたんですよ。だから同じ日に入札をしましょう、そして受注拡大を目指しましょうとか納期のリスクを分散させましょうとか。そういう制度を作っておりますので、そういうのも参考にされたらいいと思いますよ。あとは大村湾も、この前も3月の町長答弁で水産関係ですか、ナマコやカサゴなどの稚魚放流事業、それから藻場の再生っていうのを言われたんですよ。この藻場というのは非常に今、この海藻についてはブルーカーボンと呼ばれていまして、ものすごくCO₂の吸収をするんですよ。国の方も今研究しております、是非こういった国の施策に関連して藻場の再生拡大を取り上げるのも一つの方法ではないかなと、新規事業としてね。だから他の大学も含めて漁協とか関連団体と連携してこの新規技術の開発を、あるいは新規事業の発掘に努めるべきではないかと思っています。もしこれについて、あんまり時間はありませんけども、御見解があれば答弁をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

藻場の再生事業といたしましては、御指摘のブルーカーボン生態系とされます海草のアマモの再生を行っております。県内のダイバーにも協力していただいて、海に浮遊しているアマモを漁業者が船で回収しまして、それをかごに集めて吊るして種を自然放流すると。それによって新しくアマモの生育であったり、定着を促す。それによって藻場を再生するというのを目的としています。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

ブルーカーボンは今、非常に注目を浴びてますので、かつ長与町も藻場の再生を取り上げてますから、是非それとマッチングさせて新規事業を発掘していただければなと思います。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時45分～13時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、八木亮三議員の①環境問題への取り組みについて、②すべての人が住みやすい住環境の維持についての質問を同時に許します。

1番、八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。大きな1番、環境問題への取り組みについて。昨年8月、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は最先端の科学的知見を基に「地球温暖化が人間によって引き起こされていることには疑う余地がない」とし、温室効果ガスの緊急かつ大幅な削減が必要との報告書を公表しました。環境問題は、問題の存在そのものもその深刻さも見えにくく、対策の必要性も成果も実感しにくい面があり、地方公共団体ではそのようなグローバルな課題への取り組みよりも住民福祉の増進を優先することを求められがちではありますが、明確な事実として、これからの時代を生きる全ての人の命と健康に関わる重大かつ一刻の猶予もない現実問題ですので、行政も住民もその認識を共にし、積極的に対策に取り組んでいかなければなりません。地球温暖化及びその他の環境問題に対する本町の認識と取り組みについて、以下質問いたします。

（1）本町は、昨年3月に長崎市、時津町と共に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。それから今日までの1年余りで、具体的にどのような事業、取り組みに繋がったか。また、その影響、効果はどのようなものがあるか、お聞きします。（2）これからは公共施設の更新などの際に、温暖化防止に繋がる再生可能エネルギーを積極的に取り入れていくべきと考えますが、本町の見解、方針はどのようになっていますでしょうか。また、既に長与町新図書館基本計画（案）の中には、循環型社会形成への貢献として再生可能エネルギーの導入が言及されていますが、具体的にはどのようなものを検討または想定していますでしょうか。（3）現在、本町における污水处理人口普及率は99.7%と非常に優秀ですが、それでも水質汚濁削減と住民の利便性向上のためには残り0.3%をさらに減らす努力は必要と考えます。令和3年12月に環境省の環境再生・資源循環局が公表した循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）は、これまでは助成対象ではなかった便槽撤去費用及び宅内配管工事費を助成対象にできますので、本町もこの交付金を活用してさらなる合併処理浄化槽転換の助成、また推進を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。（4）温暖化の影響により年々豪雨災害が増加、甚大化する中、長与川下流域の住民からは「いずれ越水するのではないか」との不安の声を聞いております。本来の流下能力を発揮させ水害を未然に防ぐため、県にしゅんせつなどを要望する必要性はないでしょうか。現状と見解を伺います。

大きな2番、全ての人が住みやすい住環境の維持について。本町が、町長が掲げる「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」町であるためには、優れた子育て、教育環境や、医療や福祉などの公共サービス、公共施設の充実、治安の良さ、交通利便性、居住快適性など様々な要素が必要ですが、この中の居住快適性に関連し以下質問いたします。

（1）道路を横切るグレーチング、特に金属製の物ですが、この上を車両等が通行することで、大きな騒音が発生する場所が町内に複数箇所見受けられます。周辺住民にとっては深刻な問題で、特に夜間は睡眠不足など健康被害にも繋がりがねないものと思います。これまで直接所管にお伝えし、改修工事を行ってもらった場所もありますが、苦情の有無に関わらず、周辺住民にとって明らかに騒音と思われる箇所は積極的に調査し、

音が出ないように順次対応すべきと思いますがどうでしょうか。（２）役場そばの長与川沿いと八反田公園の南の角、この２か所に「プラムタウン商店街駐車場」の案内看板がありますが、プラムタウンながよ商店街協同組合は既に解散しており、管理者不在の状態と聞いております。駐車場は存在しますが、旧商店街協同組合とは関係ない民間事業者が運営をしております。既に存在しないプラムタウン商店街の駐車場という誤った表示がされていることに加え、景観面及び腐食し倒壊する危険性の面から、管理者不明だから、不在だからとこの２か所の看板を放置せず、町の予算を使ってでも代執行等で撤去すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、八木議員の質問にお答えをいたします。①の環境問題への取り組みということで、（１）「ゼロカーボンシティ宣言」での事業、取り組み、その影響、効果についてのお尋ねでございます。地球温暖化対策の取り組みとしましては、先般の「ゼロカーボンシティ長与」宣言と同時に表明いたしております地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の共同策定を連携中枢都市圏の構成市町であります長崎市、時津町と共に進めている状況でございます。現在は今年度末策定のための調整段階でありまして、各種統計資料の収集、分析等によりまして、長与町域における温室効果ガス排出量を算定いたしまして、各部門、用途別に増減要因の分析及び施策の内容等を検討している状況でございます。地球温暖化対策における公共施設部門につきましては、徹底した省エネと創エネを組み合わせることにより、建物で消費するエネルギー収支をゼロにすることを目指した「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」、通称ZEB化を一つの施策と位置付けておりまして、施設更新等と共に整備を行い、効果的な取り組みとなるよう進めたいと考えております。それとともに職員及び利用者にとさらなる温暖化対策防止に対する意識向上を図り、実践することが必要不可欠と考えております。また、温室効果ガス排出の大部分を占める家庭、事業所の民生部門、運輸等におきましては、地球温暖化対策の意識の醸成を図り、お一人お一人の行動を推し進めるため地球温暖化対策実行計画（区域施策編）におきまして、分野別の基本方針や施策の策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。続きまして、（２）再生可能エネルギーの導入における本町の見解、方針はどうかと、また長与町新図書館（複合施設）において、具体的に導入を検討または想定しているのかという御質問でございます。公共施設におきましては、ZEB化に向けた取り組みを推進するため、今年度、研修会を開催するなど、全庁的に研究を進めているところでございます。また長与町新図書館基本計画（案）におきましては、再生可能エネルギーの導入などに言及しておりますが、図書館と健康センターとの複合施設の建設におきましては、自然環境に配慮した循環型社会形成への取り組みなどの検討を、現在行っているところでございます。具体的には、太陽光発電と蓄電池の設置、

LED照明の利用や省電力型・節水型機器の設置、そして、断熱材や複層ガラスなどによる断熱効率の向上などにつきまして、検討を行っております。また、植栽や緑化による輻射熱の抑制などにつきましても、併せて検討を進めているところでございます。3点目でございます。循環型社会形成推進交付金を活用した合併処理浄化槽転換助成・推進についてのお尋ねでございます。合併処理浄化槽への転換補助金につきましては、来年度導入へ向け、循環型社会形成推進地域計画の変更手続きと補助金交付要綱改正、及び関係機関による協議を進めている状況でございます。4点目の長与川下流域のしゅんせつ要望についてのお尋ねでございます。長与川の管理者である長崎県としましては、下流域について現在のところ、土砂の堆積による流下能力の低下は見られないとの認識でありまして、当面しゅんせつの必要性はないとの見解でございました。また、おおむね80年に一度の大雨に対する計画に基づく河川工事はほぼ完了しておりまして、河川堤防においても余裕を持った高さとしているため、計画流量への対応は可能な構造となっているとの見解でございます。また下流域ではございませんが、長与町第2浄水場付近及び三根地区におきましてしゅんせつ要望を行いまして、今年度当初に対応していただいているところでございます。今後も適宜しゅんせつ要望を行っていくとともに、河川流域の治水につきましては、多方面の機関及び部署と連携をいたしまして、ソフト、ハードを含めた施策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな2番目、全ての人が住みやすい住環境の維持についての(1)道路を横切るグレーチングの維持管理及び調査についての御質問でございます。議員がおっしゃったとおり、老朽化により騒音が発生する横断側溝が存在することは、町としても承知をしておりまして、順次対応しているところでございます。その対応に当たりましては、住民の方々からの要望によるものが多くございますが、一部、道路パトロールにより改修が必要な箇所の捕捉も行っているところでございます。騒音の発生原因が側溝本体にある場合などは、比較的高額な修繕費が必要となることなどから、早期の対応が叶わない場合もございますけれども、今後とも適切な対応を早急に行ってまいりたいと考えております。2点目のプラムタウン商店街駐車場の案内看板の撤去についてのお尋ねでございます。プラムタウン商店街駐車場の案内看板が町内2か所に設置されていることは、町としても把握をしているところでございます。今後、景観面や安全面を考慮し、撤去を含めた対策が必要であると考えております。また、今後の対策に当たりましては、設置者であるプラムタウン商店街協同組合が既に解散している点を踏まえ、商工会や地域の方々とも相談の上、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では、再質問させていただきたいと思っております。まず、大きな1番の(1)については、

今年3月の定例会で、またそれ以前にも同様の同僚議員からの一般質問があつていまして、区域施策編の策定が今年度中というようなことは、そのときからも伺つて理解はしているんですが、今回は言ってみれば事務的な部分ではなく、この1年間で既に町民もしくは事業者等に向けても何か具体的な温暖化対策に繋がる事業、もしくは活動を行ったかどうかをまず確認したいと思ひお尋ねしたところなんです。と言いますのも、令和2年12月定例会での同僚議員の一般質問の中で、二酸化炭素排出ゼロ表明についての一般質問が出た際に、住民環境課長が「宣言よりまず行動することを重視する」と答弁されていまして、住民福祉部長も「まず何をすべきか考えてから宣言をすればいいと考えている」。そして町長も「具体的に何をやっていくかが最も大きな問題」とおっしゃつていて、言ってみれば宣言よりも行動の方が重要というような認識がおありだとそのときは思つていたものが、その翌年の3月、昨年宣言が行われたわけで、宣言をしたからには、もう行動も伴うという期待があつたということもあつて、この1年間の内容を伺つたところなんです。ゼロカーボンシティ宣言には、二酸化炭素排出量実質ゼロに2050年までにするとうたつてありまして、言わばこれだけ大きな課題に対して28年間というのはもう1年も無駄にできないと思うんですね。なので伺つたところで、先程の答弁で1年間の取り組みと申しましうか、今、調整段階であつたり、調査、算定等を行っている。併せて「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」についての検討を行っているということなどは分かりました。そこで再質問ですが、今、答弁にあつたZEB、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」は、あくまでまずは公共施設の今後のZEB化の話だと思うんですね。これは私のこの通告の2番でも触れていることに通じると思うんですが、もちろん当然公共施設のZEB化は進めていただきたいんですが、ゼロカーボンシティ宣言をした以上は公共施設だけではなく、民間のネット・ゼロ・エネルギー化を進めていくことが必要だと思いますので、ZEBではなくて住宅ですね。「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」、ZEH（ゼッチ）と呼ばれているそうですが、これについて伺います。現在、主に新築の個人住宅を対象として省エネと再生可能エネルギーを組み合わせ、一次エネルギー収支をゼロにするこのZEHが注目されていて、建築購入に当たつて経済産業省と環境省から補助金が出るようになってきている。建築のタイプによって額は変わりますが、例えば一般的な一戸建てで上限55万円。さらに幾つかの再エネの自家消費拡大措置を行うZEHには100万円などがあるようです。そこで、長与町内で今後住宅建設や購入の後押しにするためと、それとこのゼロカーボンシティ宣言によるCO₂排出削減の達成の両方を兼ねて、本町にこの「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」ZEHの住宅を建てる場合、国からの補助金にさらに町独自で補助金を上乗せする。そういう措置を考えてはどうかと思うのですが、どうお考えになるでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

御提案ありがとうございます。まずZ E Hにつきましては、これを進めていくことに対してはもちろん地球温暖化防止の対策を進めていく上で、重要なことと判断しております。この施策を進めることはもちろん良いかと思いますが、国の補助金につきましても、すごい倍率での補助金だとお伺いしております。もう4月に始まったらすぐ無くなるような補助金という状況でしたので、それに上乘せするというのであればそれが無いとできないということもありますので、今後はそれ以外にも、町が国への補助金申請をしてZ E Hの補助をすることができる補助金というもの、今あります。ただ、それもまたほかの自治体との取り合いで、なかなかここで明確にそれをやっていくということ、明言はできないんですが、それも含めて国の補助金をもっと探して、有効的になるようにやっていきたいと考えております。やはりZ E Hが、先程言いましたとおり一番の、民間の方では今後有効な手だての一つと考えておりますので、頑張っていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。Z E Hについては、今御答弁でも重要なものと考えて、そういう御認識があるということは分かりましたので、是非今後も考えていっていただけたらと思っておりますが、これからそうやって家を建てる方というのは、主にですが子育て中であつたり、これからお子さんを考えている世代の方が多いのかなと思ひまして、こういう世代の方はお子さんの、特に将来のことに対しても危機意識とか意識が高いと思われるので有効かなと思ひます。高田南土地区画整理事業も完成が見えてきましたので、ほかの市町ではなく長与町内に住宅を建設する場合に町独自の補助金があるとなれば、それを住宅メーカーや施工主に積極的にアピールしていったら良いかなと思ひしております。御検討いただければと思ひます。このCO2排出削減というのはそれだけが目的となると、誤解を恐れずに言うと、それ自体にはあまり生産性がないと思われる方も多いと思ひますね、実際には非常に重要なことなんです。様々な住民福祉に予算が必要な中で、どうしても後回しにされがちであつたり、実際に住民の理解も得られにくい面も無いとは言えないので、CO2排出削減の取り組みを進めるためには同時に別の生産性や経済効果がある、それを兼ねるような事業、施策を考えるという視点が必要だと思ひますね。それで今のZ E Hを御提案したわけですが、当然、町内に家を建てる方が増えれば移住定住によって税収アップやその他、人口増、そういう施策とCO2排出が同時に達成できる施策なので、そういう考えが重要じゃないかなと思ひしております。そこで、同じ視点からもう1つ提案になるんですが、斉藤郷の西側埋立地ですね、海の所。こちら塩漬けというか、全く変わらない空き地のままというのが現状だと思ひますので、そこにCO2排出がゼロ、またはゼロに近いと言ひましようか、さっきのZ E Bのような、そういった機能を持った社屋や工場を建てることを条件として販売してはどうかかなと思ひます。

すね。平成31年3月定例会の一般質問で、同僚議員がこの埋立地が無駄になっている問題を取り上げて「本来の目的は企業誘致である」とそこを持って答えられているんですが、契約管財課長が「値下げするにしても過去に隣接地を売却した企業との兼ね合いがある」というような答弁もなされているんですね、その価格差というか。私は個人的には、過去に土地を購入した企業とかが、価格に当時納得して買ったわけですから、あとでその価値が下がって、あとから買った人が安くなってもそれはもうしょうがないと思うんですが。それでも以前の答弁にあったように、どうしてもその兼ね合いがネックになるのであれば、値下げして売る。その正当な理由というか条件があればいいかなと思うんですね。実際そういう理由で売れないとなると、この先ある意味永久に売れないと思うので。本町が昨年2050年までにCO2排出をゼロにすると公言したわけですから、CO2排出削減に寄与する企業に対して、優遇措置を取っても何ら不自然じゃないと思うんですね。そのようなゼロエネルギーの工場などが、あの場所のあの面積で可能かどうかは申し訳ないんですが、私もそこまでは調査不足なんですけど、どうでしょうか。言ってみれば、売れずに残っている土地を有効に活用できてCO2削減にもなって、当然、企業が誘致できれば雇用も生まれる。企業側はCO2排出削減になる工場等を建てるのにちょっと土地が安く買えると。CO2排出削減は今どの企業も投資家とかから求められているんですね、あと消費者からも。なので、そういうことがやりやすくなるということで。あともう一つは、過去にその隣接地を買った企業もそういう条件での販売なら、自分たちが買ったときより安くてもしょうがないかなと、納得できるんじゃないかなと思うんですね。今申し上げたところですので、できるとかできないとかというお答えは難しいかもしれないんですが、そういうCO2排出削減と企業誘致のような、これを両立させるような施策、具体的に言うと西側埋立地の販売、検討してはどうかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

西側埋立地につきまして、古くは平成10年から17年の間に販売をさせていただいておりまして、それからもう二十数年経っている所もございます。過去の答弁の中で「既存の企業との兼ね合いもあるので」ということですが、もうその時点からは社会情勢も変わっておりますし、適正な価格をもう一度町としても考えて、判断をしていくところになるかと思えます。売却については基本、町有地の売却などは一般競争入札、いわゆる公売ということになりますけれども、公売になりますと、なかなか条件をたくさん付けるのが難しい部分もございます。そういった中で、例えば公募型のプロポーザル方式、そういった先程議員がおっしゃられた部分を取り込んだ提案をしていただいて、そこに評価をするというふうな方式なども研究できるのかなと思えますので、今後そういった部分も研究して考えていきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

ありがとうございます。是非御検討いただければと思います。例えば国が行うエコカー減税のように、国など行政が進める行政目的CO₂削減、そういった目的に寄与するものに何らかの優遇措置を取るというのは、これは別に普通のことだと私は思うんですね。なので、西側埋立地に限らずCO₂排出削減、何かそれに寄与するような民間の企業等に何らかの優遇措置などを行っていったり、それを企業誘致等に繋げたり、そういうのも是非考えていただければと思います。続けて2番の公共施設の更新などについては、先程のZEB化ってということで結構なんですけど、新図書館についてですけれども、これは今年3月31日に発表された環境省の公共施設への太陽光発電の導入等についてという資料によりますと、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」という長い名前の事業があって、これ何かというと、災害や停電時に公共施設エネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等を導入するのに対して、支援を行う補助事業ということだそうで、つまり避難施設などとして位置付けられた公共施設への再エネの設備導入に補助金を出すと。例えば太陽光発電設備の場合は2分の1、バイオマス熱であれば3分の2補助されるということなんです。これ午前中の答弁に少し触れられたことかなと思うんですけど、そういう補助金がある。新図書館は高台に造られるので避難所としての機能も恐らく持たせることになると思いますので、この補助金は使えると思うんですね。なので、新図書館の設計や計画をまだ進めている途中だと思いますので、この補助金の活用を取り入れて、再生可能エネルギーの導入を検討してはどうかと。逆に言うと、この再生可能エネルギー導入に当たってこの補助金の活用を検討したらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

現行におきましては、太陽光発電を中心に検討を行っているところです。バイオマスなどの再生可能エネルギーにつきましても一定検討をしているところですが、導入に当たって安定した原材料の調達ができるのかなど、課題も多いところと認識しております。長与町の木材などを新図書館に活用できないかという検討もしておりますので、町内に木質ペレットを取り扱う店舗などもございますので、そのところも併せて調査をしたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

図書館というのは生涯学習施設であるわけですが、それは本を借りられるとか

勉強ができるというソフト面だけではなくて、建物そのものの存在というか、コンセプトからそういう何かを学ぶというか、長与町のまちづくりの姿勢が象徴できたりすれば素晴らしいと思うんですね。なので、なかなかほかにはないようなバイオマス熱とかが理想的ではあるんですが、先程おっしゃったとおり安定的なランニングコストとかが難しければ仕方ないんですが。いずれにしても、新図書館にそういう再生可能エネルギーや今おっしゃった木材だけでも使うことで、環境問題に取り組んでいるということが伝われば、それはちゃんと大人が環境問題に取り組んでるということを子どもたち、次の世代に示せる機会というか、建物がそれを象徴することになって素晴らしいかと思うので、是非使える補助金は使って、その他おっしゃった木材、使えるなら是非使って、そういうコンセプトを大事にさせていただけたらと思います。

次に3番ですね。浄化槽の方に行きますが、これについては御答弁で来年度もう導入する方向へ向けて様々な要綱等を改正したり、準備に入っていただけということなので理解いたしました。是非、そのまま導入に至ることを期待しております。参考までに伺いますが、0.3%未水洗化となるとざっと計算すると50世帯ぐらいなのかなと思うんですが、これまでの浄化槽設置の補助金は、毎年1件分だけ予算計上されていて、ただし、それがもう5年ぐらい使っている方がいないと。ですが、この新たな追加の補助金が出ることになれば、これを機会に浄化槽にしようかというお宅が複数出てくる可能性があるんじゃないかなと思うんですね。複数の世帯が同じ年度に申し込む可能性があると思うんですが、その場合、例えば1件しか予算が計上されていなかったら、申し込んだ先着順になるのか。例えば、一定期間申し込み期間があって抽選等になるのか。その辺はどうなりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

基本的には早いもの順とは考えておりますが、予算的には5か年の予算、毎年1件分の5年分という形で国の方に申請をしておりますので、最大単年度でも補正予算等を組めば5件することは可能ではあります。ただ、そこは明確に言えない部分もありまして、県と国との予算の調整、こういった部分を含めまして、やっていくことになろうかと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。複数できれば、そういう申し込みがあればいいんですが、いずれにしても0.3%の残りの方々に対しては、公平に新しい補助金ができるというのを通知していただければと、それだけはお願ひしておきたいと思えます。

次に4番ですね。こちら長与川の件ですが、これは先程御答弁いただいたことを私も

県の河川課の方に伺ったところ、ほぼ同じお答えでしゅんせつは必要ないと。ただ先程の80年に一度の大雨に耐え得る状態だということですが、これも雨の降り方とかというのが急激に変わって、この先いつ100年に一度の雨が来るかも分からないし、もっと大きい雨も豪雨も来るかと思うので、やはり80年に一度という想定外の災害がいつ起こるか分からないので、できる限りの備えはやっぱり必要だと思うんですね。現状しゅんせつは必要ないけども県の担当者に伺ったら、今は行政だけでそういうハードの工事だけじゃなくて、いわゆる川の流域の住民や企業と協力して、川の水を多く流すとかじゃなくて、もっといろんな方法で洪水が起こらないようにしようという流域治水という考え方を進めているということで、既に大村の郡川や佐世保の早岐川などでそういうプロジェクトを進めているそうなんです。長与川はもちろん対象になっていませんけれども、災害が発生してからでは遅いので、この流域治水を進めていっておいの方がいいと思うんですね。そこで、新しいその一つの方式で雨水浸透枡、もしくは雨水浸透トレンチという、今までは降った雨の水を雨どいを通してそのまま下水などに流すと、当然全部川に流れて増水するというものを、降った雨を地面に埋めた枡もしくはトレンチを通して地面に染み込ませていく。それによって単純に川に流れ込む流量を減らすと。それによって間接的に洪水のリスクを減らすと。雨水浸透枡、雨水浸透トレンチというのは、流域治水の一つとして今取り組んでいる自治体が徐々に増えているそうなんです。ただ、増えているといってもまだまだ少ないようですが。国土交通省が令和3年1月、2月に調査した資料によりますと、こういった雨水浸透施設に助成金を出している自治体が全国に117市町村あるということです。ただ、長崎県内にはゼロということなんです。もちろん先程のとおり80年に一度も耐えられるということでしたけど、万が一ということもありますから、この雨水浸透設備に長与町としては、補助金を出すようなことをしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員がおっしゃられた雨水浸透枡ですね。屋根に降った雨がそのまま雨どいを通して現在道路側溝に流れ、ロスなく河川の方に流れていきますので、流達時間も短く当然河川の水位の変動に影響が出てくるところは現状あるかと思います。それに対して、そういったことで直接道路側溝に放流をしないっていう考え方、そういう施設があるのは以前から私どもも把握はしておりましたが、なかなかその設置スペース、また家を建てられる方がそういった選択をされるかというふうな部分もございますので、そういうのが浸透していないところだろうかと思えます。また、長与町内におきましては浸水が想定される地域についてもなかなか少なく、今議員が提案されて、私も認識しているんですが、補助に対しての要件ですね。どういった諸条件があって、採択要件というか、補助を交付するに当たるというふうな部分の条件も多々あるかと思えます。そちらに

についても今後、せっかく御提案いただいていますので、研究をさせていただきたいと。結果はどうあれ、私どもも知見を深めるために研究をさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。これ比較的新しい取り組みということもありますけれども、1軒のお宅がそれを布設したからといって洪水が防げるとは限らないんですが、逆に言うとそういう1軒1軒の積み重ねが、最終的には大きな洪水リスクの軽減に繋がると思うので、そういうものなんですよっていうのをむしろこっちがアピールして、もしそういう雨水浸透設備を付けるのであれば補助金を出しますよという、それこそさっきの浄化槽じゃないですけど、年に1件分だけでも補助金を上げることが、町の流域治水に対して考えを持っているよというアピールじゃないですけど、そういうことにもなるのかなど。とにかくできれば検討して良い方向にお考えいただければと思います。

最後に1件、これ全体的な話で最初の御答弁で今、区域施策編の策定などの計算や算定調査中ということでしたが、環境省がそういった地方公共団体のCO2排出削減量データなどの記録や作成を支援するLAPSSというシステムを2019年から運用しているようで、これを使えば自治体の担当課の事務などが軽減されると聞いているんですが、これは使われていますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

LAPSSにつきましては、現在は長与町としてはまだ利用しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

これは使うことは、お考えじゃないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

このLAPSSで今、市町村として利用価値が出てくるのが、地球温暖化対策の事務事業編を策定する際に利用するというのが、専らほかの市町村でもやっている状況です。そのため本町が今年度末から来年度にかけて事務事業編の更新を行いますので、そのときに他市町村を見て利用価値を考えてみたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。では大きな1番は終わりたいと思います。次の2番なんですが、まず(1)のグレーチングですね。こちらパトロールもしていただいたり、通報等で適時対応いただいているということで、通告でも申し上げましたとおり、既に私の方からもお願いをして対応していただいた箇所もありまして、そちらに関しては感謝しております。このグレーチングの騒音については長与町も広いですし、こっちから調査して全部を対応するというのは難しいかもしれないんですが、これから新たに設置するグレーチング、もしくは今の物を補修したりする際に極力騒音が発生しないようなタイプ、そういう工法といいますか、そういうのを採用していくことで将来的には騒音がするグレーチングというのは減っていくんじゃないかと思うんですが、今後新たに造ったり、改修するときに、そういうタイプなり、工法にしていこうとか、そういう計画等はないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

通常、横断側溝、排水構造物ですね。道路を整備するに当たりまして、必要があって道路を横断させて、例えば山側から川側に道路を渡して川側の排水構造物に雨水を誘導してと。それとプラスして道路の表面水をキャッチするというので、横断側溝というのがあろうかと思います。実際施工する段階では、やはり経済性を当然重視しているところもあるんですが、正直申し上げますと、どこのメーカーも大体同じような構造でございます。なので、今後、例えば耐久性が異常に高いとか損傷がしにくいとか、そういうふうな製品が確認されましたら実際採用できれば一番良いんですけど、研究をしていきたいと考えています。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

ありがとうございます。先程から申し上げている既に対応していただいた所については、結構、騒音が出ないような工法の所もあると聞いていますので、是非そういうのを積極的に活用して、なるべく騒音を減らしていただければと思っております。(1)番はこれで終わります。(2)番ですね。この看板について。これは先程の御答弁ですと、一応撤去が必要と考えているけれども、商工会等と相談というふうにあったかなと思うんですが、これはどうなんですか。そもそも管理者は、プラムタウン商店街が建てた当時から管理者であれば、私は道路占用料徴収条例等に基づいて、占用料が発生しているんじゃないかと思うんですが、これは今までなかったんですか。使用料を徴収していれば、その支払いが止まった時点で「あの看板の支払いが今年度は無い」とかっているんで、そのとき、もしくは1年後ぐらいには気付くものじゃないかと思うんですが。聞いたところではプラムタウン商店街というのは平成17年にもう無い。つまりあの看

板は15年以上そのままということだと思っんですが、まず、その占用料は徴収してなかったものなんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今、過去に占用料を徴収していたかどうかの確認をしているところでございます。当然議員おっしゃるとおり、もう十数年、現地にある形ではあるんですけど、ここ数年はそういった記録はございません。想定で話をしているのであれば申し上げたいと思いますが、プラムタウンが解散されて、そこから現在に至っては占用料を納めていただいている記録としては、今そこまで辿り着いておりません。なので、なかったのではないかなというふうに想定されます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

順番が前後するかもしれないんですが、先程の撤去に当たって商工会などと相談をするというような話でしたが、それは撤去する費用を商工会に求めるということなんですか。どういう相談をするのか。町の方の判断で撤去できないのか。それを詳しくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

そちらにつきましては、プラムタウンが解散されてから所有権がどこかに移ったのではないかなというのを、確認しております。なので、その中に当然商工会とか、あとはその辺の近い方々に話を聞ければいいかなというふうな部分もございまして、先程町長答弁でそういうふうに申し上げさせていただいたところです。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうすると、まだどうなるか分からないということなんですか。例えば、仮に誰かに所有権が別に移っていた場合に、その方に撤去をしてもらうとか、撤去費用を持ってもらうということになるんでしょうか。まだ撤去できるか分からない、それとも撤去するものなのか。お答えいただければ。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

いつまでも残して議員が御心配されるような、例えば腐食が影響して周りに迷惑をか

けたりとかいうふうな事故に繋がるようなことがあってはいけませんので、一応撤去を視野に今考えております。その辺の土台固めの中で、一定過去の経緯が分かるものであればその辺も整理しておきたいという所管の思いでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

実際に、その条例で道路占用料徴収条例があって、基本的には町有地、町道等に工作物等を町以外の誰かが建てたら占用料を徴収するはずですし、この条例にある減免の規定でいくと、いろいろ条件はありますが多分どれにも当てはまらないので、減免の条件にある最後の「町長が特に必要があると認めたとき」以外にはないと思うんですよ。なので、そういった経緯があって占用料を徴収していないのか。もしくは、建てた当初から長与町が管理者というか、プラムタウン商店街のために建てた物なのか。そうなると今度は、町の持ち物でありながら言ってみれば責任者は町なのに、プラムタウンが無くなってからもう十何年も放置していたということに関しては、非常に問題というか、反省すべきことじゃないかと思うんですね。これについては、今ここで多分これ以上言っても当時の経緯が分からないと思いますので、また後日にでも確認させていただくとして。いずれにしても、もう15年以上無い商店街の看板が、こんな役場と目と鼻の先に、あんな大ききで大々的にあったのを誰も気が付かなかった。もしくは、気が付いても誰も言わなかったのか。それはやっぱり町として恥ずかしいことだと私は思うんですね。ですので、もしこういうことが実際に今起こっているということを問題にお感じになるのであれば、これを何らか撤去して終わりじゃなくて、同じような物件、工作物がないか。今この件を踏まえてというか、一斉にチェックするなどの何らか行動を起こすべきじゃないかと思うんですが、その辺りはいかががお考えになるでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

確かに議員が申されますとおり、プラムタウンも解散してかなり経っているのに、いまだに看板があったということで、町民の皆様に誤解を与えるようなものであったというふうに考えております。今後そういった看板とかがないかにつきましては、町の方でも維持管理とか作業員とかを委託する中で、町内一円周る機会がございます。そういった中で看板等を目視で確認するような形で補完する中で、そういった物をもし発見できれば発見していきたいということで、今後もそういったことがないように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

これで終わりますが、今回の駐車場はプラムタウンじゃないけれども、たまたま、まだそこに有料駐車場自体はあると。なので、例えばよそから来た町外の方が何かの看板を見てそこに駐車場と思って行っても、プラムタウンの駐車場かどうかは別として、駐車場があるんで停められているということもあって、そんなに混乱も無かったのかもしれないんですが、もし行って駐車場が無かったら、町外から来た人は「何だあの看板は」とやっぱり思うと思うんですね。これから交流人口とかを増やして、丁寧に移住定住を増やしていくという中にあるには、そういう細かいサービスというか、そういうものが大事になってくると思うので、是非意識していただけたらと思っております。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。
場内の時計で14時20分まで休憩いたします。

（休憩 14時06分～14時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、浦川圭一議員の①新設の健康センターの整備について、②町が扱う強制徴収公債権について、③給食費公会計に伴う食材購入等に係る契約等の取り扱いについての質問を同時に許します。

4番、浦川圭一議員。

○4番（浦川圭一議員）

早速質問をさせていただきます。①新設の健康センターの整備について。図書館と併せて整備すると示されている健康センターについて、町民の健康増進の観点から町民体育館に設置されている運動器具を配置したトレーニング室と同様のものを新たな健康センターの中に整備することはできないか伺います。

②町が扱う強制徴収公債権について。本町で扱う債権のうち、国税徴収法の例により滞納処分ができる債権について、現状の町の対応を伺います。（1）国税徴収法第47条の規定によりますと、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき「徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。」とする、滞納者にとって厳しい対応を迫るような規定があります。町長名で納付が求められる各種税及び下水道使用料などがこの規定に応じた対応を求められると理解しますが、町の対応の実態を伺います。

③給食費公会計に伴う食材購入等に係る契約等の取り扱いについて。来年4月より学校給食費が公会計に移行しての運用となるようですが、本町財務規則によりますと、第1条で「町の財務に関しては、別に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」との趣旨が示されております。現状では、食材購入等に係る契約についても全て本規則に示された運用になると考えます。そこで以下について質問をいたします。

(1) 財務規則を遵守しながら、現状の町内の納入業者の人たちが替わらず納入できるような体制になるのか、または大幅な納入業者の入れ替え等も考えられるのか伺います。

(2) 食材の購入については、生鮮食品等の特殊な契約も発生すると考えられますが、独自に食材購入等に関するルールを定めた規則等を作って、その運用に当たることはできないのか伺います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは浦川議員の御質問にお答えをいたします。なお、3番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からはそのほかの御質問につきましてお答えをいたします。1番目の新設の健康センターの整備についてのお尋ねでございます。図書館と健康センターとの複合施設の建設におきましては、長与町新図書館基本構想・基本計画（案）、そして長与町健康センター基本計画を参照しながら「にぎわいの創出」や「居場所づくり」などの視点も加味して、新施設に必要な機能や空間などについて検討を進めている状況でございます。今後、検討を進める中で、トレーニング室の設置につきましても協議をしてみたいと考えております。

2番目の町が扱う強制徴収公債権についてのお尋ねでございます。本町の滞納整理の方針としましては、納税の基本であり、また、徴収率向上の礎である自主納付を促すための対応を優先することとしております。しかしながら、再三にわたって電話催告や文書催告を行っているにも関わらず、連絡や相談などが無い滞納者に対しましては、厳正に差し押さえを執行しているところでございます。令和3年度の実績といたしましては、収納推進課におきまして差押件数376件、以前からの差し押さえによる配当を含めまして448件、約1,200万円を収納しているところでございます。また、上下水道課におきましては9件の差し押さえを行いまして、うち4件、約7万円を収納しております。引き続き、厳しい状況の中きちんと納付をいただいている納税者との公平性を保つため、自主納付を基本としながらも、必要に応じて滞納処分を執行してみたいと考えております。私の方から以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、浦川議員の御質問にお答えいたします。3番目の給食費公会計化に伴う食材購入などに係る契約等の取り扱いについての1点目、町内の納入業者が納入できる体制となるか、大幅な納入業者の入れ替え等が考えられるかの御質問でございますが、現在、給食用物資の納入に関しましては「長与町学校給食用物資納入業者登録簿」に基づいて実施しております。本年度は、登録いただいた17事業者の皆様に御協力をいただいております。また、給食用物資の納入に際しましては、物資ごとに様々な配慮事項がある

ため、本町の給食事情を御理解いただいている事業者の皆様にも引き続き御協力いただけるように制度設計を行っていきたいと考えております。次に、2点目の独自の食材購入等に関する規則等による運用についての御質問でございますが、他の市町においては、市町にある学校給食会に業務を委託して給食用物資の調達などを行っておりますが、本町には学校給食会がないため各調理場がその役割を担っております。そのため学校給食費が公会計化された場合、給食用物資の購入に当たっては、長与町財務規則に基づいて購入する必要があります。しかしながら、突発的な自然災害等によるキャンセル時の対応や安全な給食提供のための検品時間を確保した調理開始時刻までの配送など、様々な課題もあります。現時点では、議員御指摘のように一般的な物品購入と異なる点や生鮮食料品といった一部給食用物資に関する特殊性、会計の透明性、公正性、経済性などを踏まえ、引き続き購入の在り方について、研究、検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず1点目でございますけども、平成28年12月議会で6年前なんですけども、同様の質問を私がさせていただいております、このときは町内各コミュニティに1か所程度を目標に広く設置することができないか伺いますということで、どこかに整備することができないかということで質問させていただいたんですが、答弁を大体簡単にまとめますと、場所がないんだということと、それとお金が掛かるということで、きれいにお断りをしていただいているんですが。今回新たに健康センターを整備するというので、健康増進の観点から、こういうものを改めて造っていただけないかということがありまして、改めて質問をさせていただきました。当時、体育館の施設がとにかく平日の午前中ぐらいに行っても混雑して、中には器具も使えないような人もいらっしゃったので、そういう質問に至ったわけでございますけども。その当時に1日の利用者が約40人という答弁だったんですよね。コロナの流行前の直近の利用者数とか分かりますか。大体で結構です。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

コロナの影響がなかった平成30年度と令和元年度の年間延べ利用者数が約2万2,000人から2万3,000人ございまして、1日当たりで言いますと議員おっしゃった平成28年の40名程度から、平均1日当たり60人に増加をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。私が質問した当時よりもだんだん利用者は増えてきていたんだということですね。コロナが流行し始めたときには、私は予約制で入れているんだということもお聞きをしていたんですけども、そこは分かりました。そして、その当時に併せて、できないと言いつつも宝くじの助成金の制度を調べてみますとかというような答弁もいただいていたんですが、そこら辺の関連性でなんか分かることがありましたら、答弁願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

以前御質問いただきましたトレーニング室の器具の整備に対する補助金の件ですね。当時 toto の助成金が考えられるという答弁をされております。その後 toto の助成金など調べてみましたが、現在のところ活用できる補助金がありませんでした。ただ、議員御承知のとおり、現在の町民体育館のトレーニング室の器具につきましては、平成27年度に国から健康づくりに対する臨時的な交付金が出ておりまして、それを活用して整備をしておりますので、今後トレーニング室の器具とか整備をする場合には、当時のような臨時的な補助金が出ないか、注意深く見ていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

当時から財政的にちょっと厳しいんだというようなこともお聞きをしていたんですが、実際、今、体育館に整備されている程度の器具を揃えとなると、どれくらい掛かるもののでしょうか。分かりましたらお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

先程申しました平成27年度に整備したときは約1,000万円の器具で、10分の10の補助でございました。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

1,000万円ということで、これは財政的に厳しいんだと言われればそうなのかもしれませんが、利用者も、回数券なんかを買われた方は別なんですけど、1回100円で1時間使いに行くんですよね。冒頭答弁にあったんですが、2万2,000人ぐらいの方が年間使われているということで、年間220万円ぐらいの収入はあっていたと思うんですよ。だから5年もすれば、1,000万円初期投資して掛けたお金を回収できるのかなあと思っています。機械は5年持つでしょうから、当然そんなに高い買い物じゃ

ないのかなあというふうな気はしているんですけども。ちなみに「貯めんば損たい！ながよみっくんポイント」という事業を今されていますよね。これは非常に健康意識を持った方たちが参加されて、効果を出されているんだと思うんですが、この事業費は年間幾らぐらい掛かっているのでしょうか。分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

このポイント事業ですけれども、現在5年目になりまして、平成30年から始まって、平成30年度が約500万円、令和元年度が約600万円、2年度が約850万円、3年度が約1,000万円の事業となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

だんだん事業費も上がって行って、それだけ健康に意識を持った方たちが参加されているということなのかなという気もしているんですけども。こういう事業と比較をしても、やっぱり自分で使用料を持ってきて利用されるというところを考えれば、そんなに大きく町の方に財政負担をもたらすものでもないと思いますし、先程町長の答弁の中で今後検討をしていくということをおっしゃっていただいたので、是非前向きに検討していただきたいということをお願いしまして、1番目の質問は終わらせていただきます。

次に2番目でございますけども、これは基本的に町の方では自主納付を促す対応を取っているんだということで、それにしても年間400件近く差し押さえの件数があるということで、下水道については9件ということでしたか。自主納付の方が効率が良ければということで自主納付をされているんでしょうけども、町長の答弁にもありましたけども、中には悪意を持ってと言いますか、督促を出しても全然相手にしないとか知らんぷりして支払いに応じないとか、滞納する方の中にはいろんな方がいらっしゃるんですけども、やっぱり厳しく対応した方がいいというような方については、私は厳しく対応すべきだと思っておりますので。私も実際、町の方に差し押さえの権限があることは存じておったんですけども、差し押さえをしなければならないということは、お恥ずかしながら知らなかったわけですよ。4月頃に山口県の阿武町で誤入金的事件が起きてまして4,630万円ですかね。これが、私どもは何もないときは家でテレビを見ておりますので、テレビの昼間の番組とかでも連日報道されていたんですけども。その中で国税徴収法第47条でということで、画面の端の方に条文が出てきてまして。国税徴収法は私も聞き慣れていたもので、本当かなと思って調べてみたら、確かに差し押さえをしなければならないというような書き方になっていたもんですから。実際町はそんなに法に基づいて厳格にやられているかなあというような感じがしたもんですから、実態はどうなのかということをお聞きしたところなんですけども。この法でこういうふうにな

っている、しなければならない条文というのは、恐らく条例とか、この中にもたくさんあると思うんですけども、一般的にこれはどうなんですか。しなければならないものは、私はしなければならないと思っているんですけども、しないでも済むようなもんなんですか。どなたか分かる方がいらっしゃれば。

○議長（山口憲一郎議員）

小川収納推進課長。

○収納推進課長（小川貴弘君）

御指摘いただいたとおり差し押さえについては、法律に基づいてしなければならないというのが地方税法等にも掲げられております。ただ私たちの方で現在自主納付により収納が進んでいる方につきましては、そちらの方が財政的にも有効であると、長期的に全てを納付していただけるものというふうに判断をしておりますが、御指摘いただいたとおり御連絡や相談をいただけない無反応な滞納者に対しましては、私たちが「逃げ得を決して許さない」という強い思いを持って、法律に従い差し押さえを執行しているところでございます。こうした厳格な対応も相まって、令和3年度の一般税の収納率が現年度分、滞納繰越分、この2つの合計の全てにおいて過去最高となっております。引き続き、厳しい状況にありながらも納付いただいている納税者との公平性を保つためにも、自主納付が基本ではございますが、滞納処分についてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。自主納付を一応基本にして対応しているということで、それで徴収率も上がっているんだということでございますので、この件については、これで終わらせていただきます。

次に3番目の給食費の公会計への移行についての契約の取り扱いについてということで（2）の質問なんですけども、実際に私もどういう買い物の仕方をされているのか分からない中で質問を書いたんですけども、今度4月から議会の方が予算決算、この会計も対象になるものですから。私たちもそこをチェックして調査していかなければならない立場に4月以降はなるものですから。財務規則の冒頭に、ここの通告書に書いてありますとおりに「別に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」というのが書いてあるんですけども、だから別に何か規則なりを定めて、うまく対応ができていければやりやすいんじゃないのかなという思いでこういう質問をしたんですけども。それで質問を書いたあとに私もいろいろ探してみましたが、なかなか探しきれなかったんですけども。ここに滋賀県の甲賀市が学校給食物資購入規則というのを作られて、冒頭でまず「市の財務規則に定めるもののほか、学校給食物資の購入については、この規則の定めるところによる。」ということで別途作られて。そして、この中で契約のことで

あたりとか納入業者の指定、先程納入業者は17社登録をしていると。こういう、今やっていることを盛り込んで規則の中に。そして、この契約のやり方を一部財務規則と恐らく違う取り扱いをするものについては書き出して、この規則に載せて、そして、こういうものを作られて運用されているようなんですよ。だから、中身はそれぞれの自治体で全然違うと思いますので考えられて、作られて。今やられていることと、ここを作ればやりやすいなというところがあれば作られて、運用されていけば非常にやりやすいんじゃないかなと思ってこういう質問をしたところだったんですが、どうですか。やっぱり作るのが難しいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

議員御指摘のように、一般的な物資、物品の調達とこの給食用の物資では当然必要とするもの、あるいは要件というものが異なりますので。ただし一方で、本町の財務規則にのっとってすべきものでもございますので、まず現状の形でできないかということ。あるいは今、御指摘いただきました規則等、あるいは新たなルール等を用いて対応できないかということで現在研究を進めているところですので、今後さらに検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

先程も申しましたように、次から審査する立場になるものですから、どうしてもこういうものがなければ、財務規則と照らして財務規則どおりにやっておられるかということでの見方にしかならんわけですけども、こういうのがあればこれにのっとってやっておられるというところになっていきますので財務規則に対抗して作ればどうかということをお願いしておりますので、是非規則レベルで作られて、その規則を備えてそれで対応していく、運用をしていくということをされた方が私はいいいと思いますので、是非検討をしていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時まで休憩いたします。

（休憩 14時48分～15時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、松林敏議員の①高田南土地区画整理事業について、②防災無線についての質問を同時に許します。

2番、松林敏議員。

○2番（松林敏議員）

早速、質問します。①高田南土地区画整理事業について。令和6年度末の工事完了に向けて、高田南土地区画整理事業の宅地造成が進められています。工事完了前に宅地造成の盛土部分と切土部分について質問をします。（1）高田中学校と浦上水源地の間の谷の盛り土について。（イ）盛り土の最大の高さはどの程度になるか。（ロ）昨年熱海の土砂災害が起き、盛り土の安全性が見直されている。高田南土地区画整理事業の盛り土の安全性の確保はどうか。（ハ）盛土規制法上の責任の所在は誰にあるか。（ニ）元々あった谷の上流より高く盛られた所があり、不自然な形状となっていて、大雨時に冠水が起きないか心配されるが大丈夫なのか。（ホ）土砂崩れや地盤沈下のことを考えると、盛り土の高さが大きくなるのは好ましくないと考えるが、盛り土の高さは適切であるのか。（2）切り土部分について。（イ）地盤が土の宅地と岩盤の宅地があると思われるが、それぞれ何宅地ぐらいあるか。（ロ）地盤が岩盤である宅地は土の宅地に比べて、家を建てるときにより多くのお金が掛かります。基礎工事、配管工事、車庫のコンクリート工事など、表面の岩盤を掘削する必要が出てくるからです。また、庭に植木を植えたり家庭菜園を楽しむためには、岩盤を掘削し真砂土と入れ替える必要もあります。地権者にお返りする宅地としては不適切ではないかと考えるが、何か対応策はあるか。

②防災無線について。近年の異常気象により、防災情報の伝達の重要性がますます高まっていると感じます。必要な情報を必要な人に必要なタイミングで届けるために、本町の防災無線を中心とした防災情報の伝達の在り方について質問します。（1）防災無線は住んでいる家の周りの環境で聞こえ方が違うと思われるが、防災無線が聞こえづらい世帯や耳が不自由な方への対応はどのように行っているか。（2）防災情報の発信媒体として、防災無線、防災無線メール、Yahoo!防災速報アプリ、長与町自治体アプリ、LINEミッくんなど多数あり、選択肢が増えて便利になった一方、複雑になってしまっていると感じます。それぞれの情報伝達の媒体の特徴を切り分けて、推奨する使用環境を設定する考えはないか。（3）熱中症警戒アラートが毎日のように発表され、防災無線による放送、Yahoo!防災速報アプリ、LINEミッくんなどで注意喚起がなされている。毎日の放送で慣れてしまい、住民の警戒する意識の低下が懸念されます。予想最高気温や湿度など、熱中症の危険度が分かるような要素も含めて情報を発信するなどの工夫が必要と感じるが、どうでしょうか。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、松林議員の質問にお答えをいたします。1番目の大きなくくりの中の（イ）盛り土の最大の高さはどの程度になるのかというお尋ねでございました。盛り土の高さは最大で約21メートルでございます。続きまして、（ロ）高田南土地区画整理事業の盛り土の安全性の確保についてのお尋ねでございました。高田南土地区画整理事

業地内の盛り土につきましては、「長崎県宅地造成工事技術指針」に基づきまして設計を行っております。盛り土ののり面勾配及びのり面の高さにつきましても、基準内に収めているということでございます。盛土部の施工につきましては道路土工―盛土工指針などに則しまして、地形や土質条件に応じた工法の選定及び適切な施工管理を行っていると聞いております。具体的な施工管理につきましては、締固めの厚さや転圧回数 of 適正管理、また、盛土部の施工不良の原因の一つとされております工事施工時における水処理の問題につきましても、仮排水施設を設置してございまして、水処理を適切に行った上で施工を行っているとございまして、このように盛土部分につきましては、施工指針を遵守し、施工規模に応じた適切な施工管理を行うことによりまして、盛り土の安全性確保に努めているところでございます。続きまして、(ハ) 盛土規制法上の責任の所在は誰にあるのかという御質問でございます。この盛土工事を行うに際して必要な施工基準などに関する違反があった場合につきましては、その違反の内容次第で実施主体であります長与町をはじめ工事の受託者である長崎県及び一括施工の施工請負業者が責任を負うこととなります。なお、盛り土が完了したあとの盛土法面の保全義務につきましても、のり面の管理者となる長与町が責任を持つということになっております。続きまして、(ニ) 谷の上流にある盛土箇所について、大雨時に冠水の恐れはないのかという御質問でございます。元々、谷の上流部に既設の水路がありましたが、その箇所には高盛土に対応できる管渠を埋設してあります。その管渠の断面につきましても、大雨時であっても排水可能な大きさとなっております。続きまして、(ホ) 盛り土の高さは適切であるのかという御質問でございます。高田南土地区画整理事業の事業計画につきましても、切土量と盛土量のバランスを考え、宅地の造成高さ等を決定しているところでございます。また、盛土法面の安全性の検討につきましても長崎県宅地造成工事技術指針によりまして、設計時において安定計算などを行っているとございまして、続きまして、2点目、切土部分についてのお尋ねでございます。(イ) 地盤が土の宅地と岩盤の宅地があると思われるが、それぞれ何宅地ぐらいあるのかという質問でございます。現在工事を行っております一括施工範囲内の宅地数は、約550宅地の予定でございます。このうち岩盤部の宅地は約75宅地、土の宅地は約475宅地となっております。続きまして、(ロ) 地盤が岩盤である宅地は地権者にお返しする宅地としては、不適切ではないかと考えるが、対策はあるのかというお尋ねでございました。高田南土地区画整理事業地内の宅地造成につきましては、先程から御案内してあります「長崎県宅地造成工事技術指針」により施工を行っているとございまして、宅地の地盤につきましても、地耐力不足や圧密沈下など軟弱地盤に対する対応基準はございますが、地耐力上安全側である岩盤等の地盤についての対応基準はございません。切り土の岩盤部は地耐力が高く、沈下の恐れがない安全な土地として、一般的に宅地としては良好な地盤と考えられているところでございます。宅地の利用計画につきましても、土地の所有者等それぞれのお考えがありますので、宅地造成時にはその状況の地盤で整備を行って

いるところでございます。

2番目でございます。防災無線についてのお尋ねでございます。聞こえづらい世帯への対応についての御質問です。防災行政無線が聞こえづらい世帯や耳が不自由な方への対応につきましては、広報等で周知を行い、申し出がありました世帯につきまして個別に対応している状況でございます。まず、聞こえづらい世帯につきましては、戸別受信機の貸与や、フリーダイヤルによる自動音声をお案内させていただいているところがございます。次に、耳が不自由な方への対応につきましては、防災無線メールや長与町LINE公式アカウントへの積極的な登録をお願いしているところがございます。2点目の防災情報の発信媒体についてのお尋ねでございます。防災情報につきましては、防災行政無線を中心に、それを補完する形で様々なツールを用いて発信を行っているところがございます。各媒体の登録者数につきましては、8月1日現在で防災無線メールが1,960人、長与町自治体アプリが404人、長与町LINE公式アカウントが5,369人となっているところがございます。また、近年ではテレビのリモコンにおきまして、dボタンを押すことで様々な防災情報を入手することができるようになっておりまして、こちらは大変有効な手段であると考えております。防災情報につきましては確実に伝えることが重要であり、多くの媒体があり複雑に感じられるかもしれませんが、各世代が情報を取得しやすいよう、様々な媒体を用いながら情報発信を行ってまいりたいと考えております。今後につきましては、時代の変化に対応しながら有効と思われる情報発信手段を、統合も含めて検討してまいりたいと考えております。3点目の熱中症警戒アラートについての御質問でございます。熱中症警戒アラートは、環境省の熱中症予防情報サイトにおいて、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日夕方、または当日早朝に都道府県ごとに発表されております。本県では、昨年7月2日に長崎県熱中症警戒アラート第1号が発表され、県内市町に対し「住民の方々へのさらなる注意喚起」を求められましたので、以降、防災行政無線及びホームページを活用し注意喚起を行っております。昨年は計21日の発表でございましたが、今年は連日のように発表され、すでに37日となっており、議員御指摘のとおり連日の放送により警戒する意識が低下する懸念はあります。がしかし、これまでどおり「アラートが発令されたこと」そして「熱中症予防行動」のみの内容とし、簡潔に分かりやすく伝えることを重視していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

まず、議長にお許しを得てパネルを準備します。それでは再質問に移ります。高田中学校と浦上水源地の間の谷の盛り土の計画がなされたのは、熱海市の大雨に伴う盛り土の崩落、土砂災害の発生が起こる前で、今年5月の宅地造成及び特定盛土等規制法が公布される前でありました。この盛土規制法により、これまでより盛り土に対する注意が

より必要になっていると思いますが、高田南土地区画整理事業の盛り土が、この盛土規制法に照らしても十分に安全なものかどうかということで、質問をさせていただきます。

(イ)ですけれども、最大21メートルの盛り土がなされているということだと思んですけども、地権者にお返しする宅地の中でも盛り土の高さが20メートルを超えるようなものもあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

高さ20メートルの盛り土付近につきましても、地権者にお返しする宅地がございます。区画整理事業を計画する際に、土地利用や幹線道路などの骨格を構成します配置計画を作成してから、それから切り土、盛り土の土量バランスなどを考慮して造成の高さを決定しております。盛り土バランスを検討する際には、どうしても切土部と盛土部が発生しまして、盛土部の箇所についても宅地として配置しまして、適正な管理基準に沿って施工を実施して宅地を地権者にお返ししているところでございます。どうしても盛り土が切り土に比べて地盤が弱いというイメージがあるかと思うんですけども、宅地造成におきまして盛り土は特別なことではなくて、一般的な土地でも数多く宅地として整備されている工法でございます。ですので、適正な基準で適正に施工されていけば問題はないと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

(ロ)に繋がると思うんですけども、丁寧な水処理なども対応して、のり面勾配なども適正であると、しっかり施工されているということなので(ロ)についての再質問はありませんが、ただ20メートルを超える盛り土というのは、私はあんまり聞いたことがないぐらい高いものだと思うので、十分注意していただきたいと思います。(ハ)ですが、盛土規制法が公布されて、多分新しくだと思うんですけども、責任者が明確化されることになったと。施工時はもちろん長与町や施工している業者とかあると思うんですけども、施工完了後の管理責任ですね。盛り土が行われた土地の責任は土地の所有者にあると。地権者、購入された方になるということになるんで、この辺りの責任の説明を地権者にちゃんと説明をなさっているのかどうかお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

宅地造成を行う際には、施工基準に沿って締固めを行って、宅地を造成して、その宅地の地耐力を調査して、規定以上の結果を確認してからお返ししているところでございますので、現在、地権者に対しまして責任の所在につきましては説明はしておりません。

ただ、盛土規制法が今年5月に国会で可決、成立したものでありまして、盛土規制法自体の施行につきましては、これから1年以内、令和5年5月頃になるかと聞いております。なので、今後、地権者に宅地をお返しする際には、責任の所在に関する説明につきまして長崎県の区画整理事務所の方と協議していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは（二）に移りたいと思います。私は元々小学校3年生まで高田越に住んでいまして、40年以上前の記憶になるんですけども、埋め立てられている谷は元々川が流れていて、川上には田んぼも何枚かあったと記憶しています。その川が流れて長年経って谷ができたということなんで、その谷を上流よりも高く埋め立てるという行為がちょっと小規模ながらもダムを造るような形、水を溜めるような形に見えてしまって、大雨時の雨水処理の心配をちょっと考えました。管渠と言われたと思うんですけども、管渠が十分な大きさで雨水を処理する能力があったとしても、管渠に水を集めるためのグレーチングや雨水枡が、草木や砂利、ビニールなどで塞がれて冠水することが考えられると思います。考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

整備後の維持管理の問題になるかと思うんですけども、水路の水が流れてくる部分の所に草木とかの詰まりがないとか、また雨水枡とかにも詰まりがないとか、そういったところにつきましては定期的な点検を実施することによりまして、排水施設の良好な状態を保つように今後維持管理を適切に行っていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

特に自分が完成の心配をする辺りは、山の際になって崖になっていて土砂崩れなども十分に考えられるので、しっかり警戒してほしいと思います。

では、（ホ）に入ります。川が流れる谷を埋めて宅地や道路を造る場合の土は、谷埋め盛土と呼ばれていて、特に地震に弱いとされています。それでも今回のように盛り土を行わないと宅地の形状を有効に利用できなかつたり、高さ20メートル近いコンクリート擁壁を造る必要が出てきて危険であったりと、盛り土の必要性は十分に理解はするんですけども、土砂災害や地盤の締固め、土羽の管理などを考えると、盛り土はできるだけ低く抑えるように考えるんじゃないかと思うんですけども、実際、出来上がったものを見ると、ここの盛り土については必要以上に高く埋められているように見えます。うがった見方をすると、搬出する土の量を減らすために必要以上に盛り土を高くしてい

のように見えます。盛り土の高さは適切なのか、地震対策は大丈夫なのか、維持管理は問題ないか、説明をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

宅地造成の計画高さにつきましては、大規模盛土の計面前と比較しまして、ほぼ変更ございません。区画整理事業を整備するに当たりまして、土地利用や周りの幹線道路、そういったところの骨格を構成する配置計画を作成しまして、それから切り土と盛り土の土量バランス等を配慮しながら宅地造成の高さを計画決定しているところでございます。それで質問の箇所周辺なんですけど、そこはまず高田越中央線の計画を検討する中で、高田中学校付近から川平有料道路の中間地点が最も低い箇所となっております。その中で、そこの地点から道路計画の基準に従って道路高さを決定して、現在の道路高さになっているんですけども、その道路が決まったあとに宅地の造成高さを道路計画に合わせてながら検討、決定するという流れになるんですけども、その際に切り土と盛り土の土量バランスを考慮するとどうしても切り土の方が多い所になりまして、その可能な範囲で盛土箇所を確保したものになっております。必要以上に高く盛っているというわけではございません。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

では、次の質問に移りたいと思います。（2）番ですね。ここでは切り土造成地のうちの岩盤の宅地について質問をしたいと思います。550宅地のうち75宅地が岩盤であったという説明だったと思うんですけども、まず高田南土地区画整理事業地内の岩盤の色ですね。色を見てみると、コンクリートなどで使用される砕石を採石場で取るんですけれども、もう採石場の石色と全く同じような色をしていまして非常に固い石であると想像されます。宅地が岩盤であることは、地盤が強固で良い状態という見方もできると思うんですけれども、良い状態なのでわざわざ掘削したくないという回答だったと思うんですけども、第一種低層住宅地での岩盤というのは障害物でしかないと思います。岩盤の表面を掘削してほぐしてやるということに、反対する地権者はいないと考えます。岩盤の宅地の場合、基礎や上下水の配管や車庫、庭などの外構工事で少なからず表面の岩盤を掘削する必要が必ず出てきます。これを一括施工の中で、大型の重機で掘削するのに何か月もかかっているような岩盤を、個人で1宅地だけ掘削するには大変な作業量になるし、大変な金額になると思います。掘削作業はスケールメリットがありまして、大きい重機なら数時間で掘削できるような量でも小さい重機だと何日もかかってしまうこともあります。75宅地のそれぞれを所有者の方が個人で、小さい重機で掘削する費用を自分なりに計算してみたところ、私の推測ではありますが、75宅地全て足

すと恐らく1億円から2億円の金額は掛かるのではないかと思います。裏を返せば、高田南土地地区画整理事業の中で岩盤を掘削することが、あくまで私の個人的な推測ですが、1億円から2億円の住民の負担の軽減になると考えます。1億円か2億円というのは石の硬さとかあと業者の選定とかでも変わってくると思うんですけども、少なくともこのぐらいは掛かると自分は思っています。今の計画のまま何も言わずに工事が進んでいくと、地盤が岩盤である75の宅地が地権者にお返しされると。土地の地権者の方々は地盤を掘削する費用の分、ほかの475の宅地の地権者に比べて、家を建てるときにより多くの金額が掛かってしまいます。再度お伺いしますが、住民の財産を守るという観点からも必要最小限でもいいから、岩盤の掘削の作業を高田南土地地区画整理事業の中でやる必要があると私は考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

現在、高田南土地地区画整理事業の中で行っています宅地造成につきましては町長答弁のとおり、関係法令にのっとり整備を行っております。また、岩盤部については地耐力が高く沈下の恐れがない、一般的には良好な地盤と考えられているところから、宅地造成時にはその状況のまま整備を行っているところが現状です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

次の質問に移らせていただきたいと思います。大きな2番の（1）です。「防災無線が聞こえづらい」という意見を聞く機会が割とよくあって、大雨時には全く聞こえないとか、大村市のように全世帯に防災ラジオを配布できないかなど話を伺います。電話やスマホによる情報収集の利用の話をするとともに、役場の方で防災無線の端末の貸し出しが行われているようなので借りてみてはどうかなど話をしますが、借りるということに抵抗があるようです。壊してしまった時のことや返さなくてはいけないということが嫌なようです。数年前の同僚議員の一般質問の中で、戸別受信機は1台当たり1万5,000円ぐらいするという話がありました。しかしながら必要な人には配布するか、販売するということはできないか、お聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一朗君）

戸別受信機につきましては、現在難聴地区を中心に貸し出しを行っている状況でございます。本町では問い合わせがあった場合には、フリーダイヤルなどの御案内で解決するケースが多くて、それでも対応が難しいケースにつきましては戸別受信機の配布を行っている状況です。全国的には市や町が販売などを行っているケースもございますけれ

ども、現在の状況から考えますと販売や配布ではなくて、既存の様々な災害情報伝達手段を使いながら、個別のケースに対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

販売することができないということですね。であれば借りるという方法しかないということになりますが、この戸別受信機の貸与の情報はあんまり見当たらない、少ないかなと感じています。今回の質問をするに当たって自分が長与町のホームページで探してみたところ、実際この戸別受信機の貸与の情報を探すことができませんでした。戸別受信機の貸与のアナウンスが足りないように思いますので、例えば町のホームページや広報で周知を図ることが大事じゃないかなと考えますが、考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

戸別受信機のアナウンスにつきましては、台数の制限もあったことからこれまで積極的に行っていなかった部分がございますけれども、必要と思われる部分もございますので、他の情報と併せて情報の発信をしていきたいと思っております。様々な防災情報を入手する手段は今がございますので、そちらと併せてアナウンスをしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは次の（2）に移ります。1つの情報が複数の媒体から発信されていると、感覚的には情報が散らかっているんじゃないかなと感じています。それぞれの利用者数などを考えると、使用環境の推奨とかは難しいというのは理解できるんですけども、それでも個人的にはどの情報発信媒体で、どういう情報を発信しているとか、そういうものが分かればいいのかなと思っているんですけども。例えば横軸を防災無線、町ホームページ、LINEミックス、防災無線メール、Yahoo!防災速報アプリなどをですね、あと町のアプリ。縦軸を火災情報、防災情報、町からの緊急情報、緊急ではない情報とか、それぞれマトリックスみたいなのが作れるんじゃないかなと思うんですけども。そうすると利用者が欲しい情報を選ぶことができるようになるんじゃないかなと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

議員御指摘のとおり、情報手段につきまして様々使っている方からしますと、いろん

な情報が一遍に入ってくるといった状況も考えられますけれども、災害情報の伝達につきましては消防庁からの手引きにもございますが、多重化を進めることが非常に重要だという記載がございます。そういったことから様々な情報伝達手段を使いながら、伝達の方を確実に進めていきたいと考えております。あともう1点、御指摘がございましたいろんなケースに分けてということもございますけれども、防災情報、非常に重要だと考えておりますので、できれば情報は一本化で進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

一昨日の台風だったと思うんですが、避難所開設の情報がいろんな媒体でも発信されていきました。そんな中で、例えばホームページやLINEミックスには、避難所情報とともに避難所の混雑情報が分かるページですね。協定が結ばれている株式会社バカンのページのリンクを住民に届けることが必要だったんじゃないかなと思います。この情報を自分で調べたら、やっぱり混雑情報が載ってまして、「ふれあいセンターはやや混雑」といったような情報を得ることができました。しかし、調べないとページにはたどり着けないような状況だったので、こういった必要な情報の発信については、コロナ禍の3密回避のためとかいうことでこういう協定も結ばれていると思うので、そういった細かい部分とかも含めて、何かしらガイドラインみたいなものを作る必要があるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ありがとうございます。避難所の情報につきましては、議員おっしゃられたとおり、今混雑をしているとかという情報をホームページから見れるんですけども、今回ちょっとトップページから入るのが難しい、見にくい状況だったのかなと。防災情報のところにリンクを張っておりましたので、少し分かりにくかったのかなという部分がございます。その点については、今後改善をしていきたいと考えております。御指摘がございましたガイドラインにつきましても、様々なケースを考えながら検討をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは最後（3）に移りたいと思います。今年は去年と比べて熱中症警戒アラートの回数が多かったので特になんですけども、住民から熱中症警戒アラートの放送に意味があるのかという話を聞いたことから、この質問をすることにしました。話がちょっとそれるかもしれませんが、私が情報というものについての好きな話があるので話を

させてください。100日のうち1日だけ雨が降る地域があると、その地域にある2つの天気予報を行う会社についての話です。A社は、過去のデータや衛星写真などを駆使して100日のうちに雨が降る日を5日まで絞ることに成功します。100日の間に5回雨の予報をして、1日雨が降って予報を当てることができますが、残りの4日間は雨の予報を出したにも関わらず晴れてしまって、天気予報の的中率が96%になります。一方、B社は、簡単な方法で99%天気予報を的中することができます。これはどういうことかということ、雨の予報などは1回もしないで100日間毎日晴れの天気予報を出す。そうすると、雨の日の1日だけ天気予報が外れて、B社の天気予報の的中率は99%となり、何の予測もすることなくA社よりも高い的中率を得ることができると。この話は情報工学の情報量というものについての話で聞いたことがあるんですけども、情報工学の中では、B社の天気予報には情報量は全くないというふうにされています。少し状況は違いますが、今年の熱中症警戒アラートの発表の状況がこの話に似ているのかなと思ひまして、この話をさせていただきました。比較的涼しくて過ごしやすい日でも、7月から8月まで毎日のように朝夕2回熱中症警戒アラートが発表されていて、先程のB社同様、情報としての価値が低いのではないかと住民が思っていると思います。住民にとって必要な情報というのは、特に熱中症の注意が必要な日を教えてほしいわけで、比較的涼しくて過ごしやすい日でもこのように熱中症警戒アラートが発表されると、本当に意味があるのかと心配されるような状況になっていると思います。情報を分かりやすく簡潔にしているという説明がありましたけども、大切なことは熱中症の危険が高い日に、住民に熱中症に対して注意してもらうことで、住民が熱中症になるのを防ぐことが大事だと思います。情報を分かりやすく簡潔にすることで、住民の熱中症に対する注意がそがれるようでは本末転倒です。熱中症警戒アラートが発表されていても住民の熱中症に対する注意が払われないといったことがないように、住民に熱中症に対してちゃんと注意や対策をしてもらえるように、自治体として発信する情報の質の向上に努めなければならないと私は思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

熱中症警戒アラートですけれども、町長の答弁にもあったとおり、環境省の熱中症予防情報サイトで発表をされております。この熱中症警戒アラートにつきましては、毎日、暑さ指数というものを算定して、この暑さ指数が33を超えてきたところで、各都道府県単位で発表されております。こちらは都道府県単位で発表ということで、全国に14地点の実測の場所、それから829地点の推計をする場所が設けられておまして、長崎県においても14地点の推計をしております。ですので、長崎県において14地点ありますので、どちらかの場所でこの指数が33を超えた場合にアラートが出てしまうということで、当然、長与町は、今日は涼しいなと思ひながらも熱中症アラートが出てし

もうということもございます。しかし、この33という値は、もうかなり熱中症の危険性があるという値になりますので、実際33までいってなくてもかなり熱中症には警戒をしないといけないということで、アラートが出た時点で町長の答弁にありましたとおり、簡潔に分かりやすくということで「アラートが出ました、熱中症に注意してください」というような放送をしております。熱中症警戒アラート、この言葉につきましては、もうだいぶ認知をされてきたのかなというふうには思っているんですけども、実際このアラートがどういう条件で出るのかとか、危険性がどうだとかいうところはまだ周知が不足しているところもございますので、その辺については、この防災無線というよりもホームページであるとか広報とかで、その辺のアラートが出たときは危険ですよという周知を今後していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

暑さ指数ですね。気温と湿度と日射などの3つの要素から計算されて、33を超えると予想されたときに発表されると。県内どこかが33を超えると予想されたときに発表されるとなっているんですけども、ちょっと自分調べてみたところ31を超えると発表されているみたいというのと、あと地区でちゃんと分かるので、例えば島原市が31超えそうだから長崎県全体熱中症警戒アラートを出しますとかじゃなくて、きちんと長崎市近辺、長与町近くの拠点の予報が31を超えるときだけ発表するとかすれば、恐らく多分半分ぐらいに減るんですよ。その辺まで含めて検討をしたらどうかなと思うんですよ。気温と湿度と日射の3つの要素から計算される暑さ指数が、ちょっと難しいというか、分かりづらいから自分としては予想最高気温などを警戒アラートと一緒に含めて放送すれば、住民も明日35度を超えるのかとか明日は30度を超えないんだとか、そういう判断もできるのかなと思うので、足してみたらどうかなと思っていたんですけども。来年の夏までに何かしら良いアイデアが出たらなと思うんですけども、やっぱり今のままでは住民が全然注意を払わないと思うんですよ。その辺についてどう考えているのかお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

私もサイトを見てみました。確かに長崎地方では指数が32だったり、島原の方で34を超えているから県全体にアラートが出ていると。そういう状況というのは、把握はしておりますけれども、やはりアラート自体が県全体で出るということですので、長与町としてもアラートが出ましたということは、発表しないといけないのかなというふうに思っております。それで去年からこの熱中症警戒アラートが始まっているんですけども、検証を去年もやっております。検証した結果、やはり33を超えた地点において

は熱中症の患者が増えたということで、令和4年度についても33を超えたら出しましょうというふうに決まっております。今後も恐らく4年度の検証が行われると思いますので、その結果でもしかしたら来年は34を超えたら出しましょうとか、そういう数値の基準も変わってくる可能性もありますので、その辺も見ながら来年どういうふうにするかは検討していきますけれども、基本的には都道府県単位で出るということですので、本町においても出していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

もちろん暑さ指数が、僕は31を超えたら出していいと思うんですけども、ただ長与近辺は全然何ともないっていうときに出てもピンとこないの、そこまで精査して、長崎市の明日の暑さ指数が例えば30ぐらいだったら出さないとか、県としてアラートが出ていても出さないという判断もあるのかなと思うんですよね。それができないということであれば、長崎県に、アラートが出ているからアラート情報を発信しますということであれば、それプラスの長与町の最高気温は何度ぐらいですよとか、そういう情報を足してやるのが情報の質の向上ということに繋がるのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

富永健康保険部長。

○健康保険部長（富永正彦君）

先程議員がおっしゃられた予報を一切しない、それと同じことになってしまうというふうに考えます。先程も課長が申しましたように、熱中症アラートが県単位で出されているという中で、長与町は「そんなにないです」という放送ができるかということを考えますと、先程申しましたとおり、長崎県にはアラートが出たんだという事実、それと「暑いですから気を付けてくださいね」という注意喚起。この点2つに絞って今長与町は放送をさせていただいているということでございますので、先程の天気予報の例えではございませんが、そしたらもう一切放送しないかという選択もあるというふうに考えられますけども、取りあえず国が長崎県にアラートを出しているということは、町民に伝えるべき事実だということで放送をさせていただいておりますので、その点御理解をいただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

分かりました。警戒アラートは県が発表しなさいってなったときは、発表するというのは理解しました。その上で情報を足す、予想最高気温や湿度などを足すということについては、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

富永健康保険部長。

○健康保険部長（富永正彦君）

追加の情報ということですが、その辺りについて、例えば「明日は35度です」、例えば「昨日は33度」という放送をしたということになると、今日は昨日より暑いんだ、今日は昨日より暑くないんだということの判断基準を町が示せるかと。先程も話が出ましたように、熱中症になる可能性は気温だけで決まるものではございませんので、例えば気温であるとか湿度であるとか、例えば先程も出ましたけども暑さ指数、そういうものを長々としゃべることで住民がそれを理解できるのか。それと長くしゃべることでも聞き逃し、そういうことも出てまいりますので、先程申し上げたようにアラートが出た事実と注意してくださいということに要点を絞って、放送をさせていただいているということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

これ以上しゃべっても一緒みたくないなので、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（散会 15時55分）